

鈴鹿市 教育振興基本計画

令和6年度～令和9年度



令和6年4月
鈴鹿市／鈴鹿市教育委員会

はじめに

本市では、将来のまちづくりの方向性などを定めた「鈴鹿市総合計画2023」の後期基本計画との整合・連動を図るため、令和2年に教育振興基本計画を見直し、少子化、高度情報化、グローバル化のさらなる進展に対応するため、ICTを活用した教育、学習指導要領完全実施に伴う授業改善や福祉と連携した特別支援教育、多文化共生教育などを推進してきました。また、GIGAスクール構想推進事業に伴うICT環境、新校舎の改築や屋内運動場の空調設備設置等教育環境の整備も進めてまいりました。



近年、核家族や共働き世帯、ひとり親世帯等が増加し、地域との関わりも希薄となる中で、子育てに不安を感じる世代が増えています。一方で、デジタル技術が進展する中で、DXの推進やSDGsの達成等、Society5.0時代への対応が求められています。このように新たな時代の到来に伴って、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化するとともに、教育に対する課題やニーズも多様化しています。

国は令和5年に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、一人一人が自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら「持続可能な社会の創り手」となることと、ウェルビーイングの向上を目指すとしています。そのような中、今年度からスタートする「鈴鹿市総合計画2031」との整合性を踏まえ、「鈴鹿市教育大綱」及び「鈴鹿市教育振興基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育」の基本理念の下、子どもたちが予測困難なこれからの社会で自らの可能性を伸ばし、幸せや豊かさを感じることができるよう、主体的に学び、人との協働によって課題を解決できる力を育むことを目指します。

具体的な内容としましては、教育DXの推進による学力向上の取組、不登校やいじめ防止対策、互いの多様性を認める人権教育、学校施設整備等、23の基本事業を中心に施策を推進してまいります。これらの事業を支えるために非認知能力の育成及び教職員の働き方改革の推進にも取り組みます。

今後も、地域と連携・協働しながら学校教育の質の向上と将来のまちづくりの担い手の育成を図り、持続可能な活力ある鈴鹿のまちづくりにつながる教育を一層進めてまいりますので、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多くの御意見や御提案をいただきました市民の皆様及び関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和6年4月

鈴鹿市長 末松則子

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の内容	2

第2章 社会の現状と本市の教育課題

1 人口減少と少子高齢化	5
2 社会の急激な変化に伴う学びの在り方	5
3 家庭、地域との連携	6
4 共生社会の実現	7

第3章 鈴鹿市教育大綱

1 めざす子どもの姿	8
2 基本理念	10
3 基本目標	11

第4章 施策の取組

1 施策の基本的方向と成果指標	14
2 施策の基本的方向別の基本事業	25
3 基本事業を支える取組	54

第5章 計画の効果的な推進のために

1 進行管理	57
2 関係機関との連携・協力	58
3 計画の周知	58

用語解説（*付きの用語について、50音順に解説を記載しています。）	59
-----------------------------------	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

2006（平成18）年に国において教育基本法が全面改正され、教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関する規定が設けられました。本市においても2010（平成22）年度に基本計画の策定を行い、その後、2度にわたり見直しを行ってきました。直近となる2020（令和2）年3月改訂の現行の基本計画においては、「めざす子どもの姿」として「自己実現と人との協働により、豊かな未来を創る力を備えた鈴鹿の子ども」を掲げ、それを実現するための教育の基本理念と3つの基本目標を設定しています。そして、現在に至るまで、基本計画に基づき各教育施策に取り組んできました。

しかし、前回の見直しから4年が経過し、その間、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校現場に大きな混乱をもたらしました。学級・学年閉鎖が相次ぎ、子どもたちの学力への影響や生活習慣の乱れに伴う心身の健康課題の深刻化などが懸念されました。そして、学校は、学習機会と学力の保障はもとより、人とのつながりの中で、全人的な発達・成長を促す役割を担っていることが再認識されました。

また、2021（令和3）年1月、国の中央教育審議会は文部科学省に対し、今後の教育の方向性として「「令和の日本型学校教育^{※1}」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び^{※2}と、協働的な学び^{※3}の実現～」と題した答申を行いました。その中では、持続可能な社会の創り手を育成するため、従来の日本型学校教育の良さを受け継ぎながら更に発展させ、

※1 **令和の日本型学校教育**：2021（令和3）年1月に出された中央教育審議会の答申の中に登場した言葉。日本の学校教育のこれまでの成果を踏まえつつ、変化の予測が難しいと言われるこれからの時代の形成者を育成する学校教育はどうあるべきか、その姿を端的に表現したもの。

※2 **個別最適な学び**：子ども一人ひとりが自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

※3 **協働的な学び**：探究的な学習や体験活動などを通して、子ども同士、あるいは企業や地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

学校における働き方改革とICT^{※4}の活用を推進しながら、学習指導要領^{※5}を着実に実施することが求められています。

さらに、2023（令和5）年6月に国は第4期教育振興基本計画を策定しました。その中では、2040（令和22）年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{※6}の向上」を掲げています。そして、この2つのコンセプトの下、今後の教育政策に関する基本的な方針として5つの方針が定められています。

このように教育環境は大きく変化をしており、これらのことを踏まえて、今後の本市の教育に反映すべく、向こう4年間の教育活動に係る新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本基本計画は、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画であって、教育基本法第17条第2項に基づき策定するものです。また、鈴鹿市総合計画2031（以下「総合計画2031」という。）における「推進プラン」となるものです。

3 計画の期間

計画期間は、総合計画2031と整合を図るため、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までとします。

4 計画の内容

本基本計画は、「めざす子どもの姿」、「基本理念」や「基本目標」などの施策の根本的な方針として、教育大綱を置いています。教育大綱は「地方教育行

※4 ICT：Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※5 学習指導要領：全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。現行のものは、小学校で2020（令和2）年度、中学校で2021（令和3）年度から実施。

※6 ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態であること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念（文部科学省が提唱する教育の在り方として、ウェルビーイングの向上が求められている。）

政の組織及び運営に関する法律」により、総合教育会議において協議を行った上で、首長が定めることとなっています。本市においては、総合教育会議における協議に加えて、学識経験者、市PTA連合会、各小中学校のPTA及び学校運営協議会^{※7}から意見聴取を行い、当該意見を踏まえて教育大綱を策定しました。

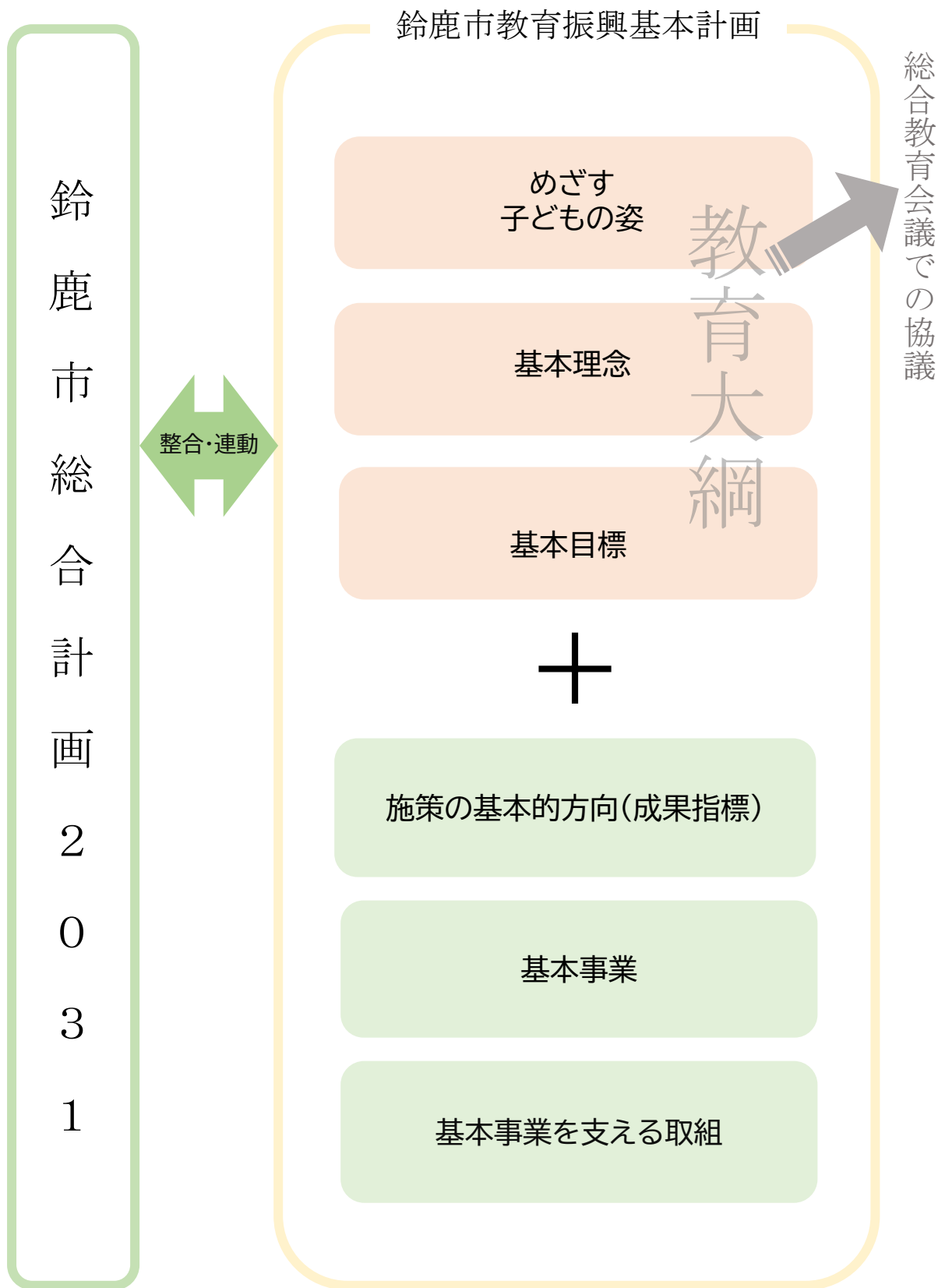
教育大綱の下には5つの「施策の基本的方向」を置き、それぞれに成果指標を設定しています。この「施策の基本的方向」は、総合計画2031の基本施策と整合・連動を図っています。また、「施策の基本的方向」の下には具体的な取組として、「基本事業」を設定しています。各基本事業には、「めざす姿」、「現状と課題」、「主な取組内容」、「指標」を記載しました。なお、「基本事業」の策定に当たっては、2022（令和4）年6月に制定された「こども基本法」に基づき、市PTA連合会、各小中学校のPTA及び学校運営協議会に加え、各小中学校の児童会・生徒会等から意見聴取を行っています。

さらに、本基本計画から基本事業を支える取組として非認知能力の育成及び教職員の働き方改革の推進に関する取組を加えました。「非認知能力」とは、忍耐力、意欲、社会性など測定することが困難な能力のことを言い、子どもたちが将来にわたって幸せな人生を歩むことと結びつくものであることから、本市において重点的にその育成に取り組むこととしました。

そして、本基本計画の執行に当たっては、各基本事業を効果的かつ着実に実施するために点検及び評価を実施することとします。

^{※7} **学校運営協議会**：教育委員会が任命する委員により構成され、学校の教育課題や運営等について協議する機関。

【総合計画2031との整合・連動】



第2章 社会の現状と本市の教育課題

1 人口減少と少子高齢化

日本ではかつてないほどの人口減少・少子高齢化が加速しています。少子高齢化により 2050（令和 32）年には生産年齢人口である 15 歳から 64 歳の人口は現在の 2 / 3 に減少すると推計されており、社会経済の水準の維持が危惧される状況です。

本市においても同様で、住民基本台帳に基づく将来の推計人口は 2043（令和 25）年には 2023（令和 5）年より約 20,000 人余り少ない 175,166 人になると推計されています。また、生産年齢人口は 3 割程度減少し、児童生徒数も約 5,000 人減少する見込みです。このような人口動態は、今後の教育行政や教育環境等においても様々な影響を及ぼすと考えられます。

本市では、2018（平成 30）年に鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針を定め、よりよい教育環境の在り方について検討を進めてきました。今後も当基本方針に基づき、学校規模適正化に係る対応を進め、子どもたちが多様な考えに触れることのできる教育環境を整備する必要があります。

2 社会の急激な変化に伴う学びの在り方

現代は将来の予測が困難であり、その特徴である変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)の頭文字を取って「VUCA^{※8}」の時代とも言われています。新型コロナウイルス感染症の蔓延や国際情勢の不安定化等、これまで経験したことのない危機に直面したことは、まさに予測困難な時代を象徴する事態でもありました。ただ、コロナ禍においては、その必要性から教育における ICT 活用が急速に進んだことも事実です。今後も DX は教育に大きな進化をもたらすと言えます。

本市においても 1 人 1 台端末や通信ネットワーク等の ICT 環境が飛躍的に整備されたことで、新たな教育活動を展開することが可能となりました。一方で、コロナ禍によって



※8 VUCA: Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った言葉。将来の予測が極めて困難な社会状況であることを意味する。

改めてその価値を実感したものの一つとして、人と人とのつながりやリアルな体験活動が挙げられます。

I C TやA Iの進展により、今後、極端な雇用減少となる職種がある反面、人としての強みを生かした新たな職種が生まれることが予想されています。それに伴い、これまで行われてきた誰もが均等に一定の水準をめざす学習から多様な子どもの特性を重視した個別最適な学び、協働的な学びへの転換が求められています。併せて、子どもたちの資質・能力を伸ばすためには、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力等のいわゆる「非認知能力」を育成する視点も重要です。

非認知能力は認知能力を支えるものであると同時に、一人ひとりのウェルビーイングにつながるものです。認知能力と非認知能力をバランスよく育てることが求められています。

3 家庭、地域との連携

産業構造や社会情勢の変化に伴って、人々の生活様式や家族形態は大きく変化しました。核家族化が進むだけではなく、共働き世帯の割合が高くなる一方で、ひとり親世帯も増加し、価値観やライフスタイルが多様化しています。

地域社会においてつながりが希薄化する中、核家族化の影響もあり、子育ての不安を抱えながらも支援を求めることができず孤立する保護者の増加も見られます。こうした中で、ヤングケアラーや児童虐待、貧困等、子どもと家庭を取り巻く様々な課題が顕在化しています。

本市では、全ての公立小中学校がコミュニティ・スクール^{※9}であり、家庭、地域と一体となって子どもの育ちを支えようと取組を進めてきました。その結果、地域の多くの方々によって子どもたちの安全・安心に資する活動や、地域特有の伝統及び文化を継承する活動が促進されています。しかし、ライフスタイルの変化もあり、子どもや学校に関わる地域の人材に広がりが見られない現状もあります。地域での学びは日常の学校生活では得られない貴重な体験を子どもたちにもたら



^{※9} コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等の声を学校運営に反映させ、学校と保護者や地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。

すものであり、まさに人と人との絆を深めるものでもあります。家庭と地域、学校のより一層の連携・協働が必要です。

4 共生社会の実現

不登校^{※10}及び不登校傾向にある児童生徒は近年増加しています。また、特別支援教育^{※11}で学ぶ障がいのある子どもの数も増加しており、求められる教育ニーズも多様化しています。さらに、外国人集住都市である本市では、2023（令和5）年時点で総人口に占める外国人の割合は約5%で様々な言語を母語とする子どもたちが教室で学んでいます。子どもたちのもつ背景や特性は様々であり、一人ひとりの教育ニーズに応じて全ての子どもたちの可能性が引き出されるような教育活動を展開することが求められています。

また、これまでの教育活動において、異なる文化や背景をもつ子どもたちがともに学校生活を送ることで得られる気づきや理解は、将来、グローバル社会で多様な価値観に触れ、「対話」と「協働」による課題解決に取り組むための貴重な素地となることがわかっています。

画一的な価値観が、例えば、性自認の問題や個々の特性に対する偏見を生み出す一因となっているという現状を踏まえ、人権意識の涵養を図り、多様性を認め合う子どもたちを育成することが必要です。



※10 **不登校**：年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、又は、したくともできない状況。

※11 **特別支援教育**：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

第3章 鈴鹿市教育大綱

1 めざす子どもの姿

人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども

豊かな自然に囲まれた鈴鹿市は、農業とともに古くから伝統工芸の盛んなまちとして栄えてきました。近年では、ものづくりの匠の技は工業に生かされ、モータースポーツのまちとして発展しています。

一方で、子どもにやさしいまちづくりの実現のために、2023（令和5）年には「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりをめざして取組を進めています。これまでも本市では、子どもたちの健やかな成長を願い、全国に先駆けて2011（平成23）年度から全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの教育に力を尽くしてきました。また、外国人集住都市でもある本市は、外国につながるのある児童生徒への支援に力を入れるとともに、多文化共生^{※12}の視点で多様な考えを認め合う教育を推進してきました。



Society5.0^{※13}時代の到来により、グローバル化^{※14}に加えDXやAIの進展等、社会は加速度的に変化を遂げています。2023（令和5）年6月に閣議決定

※12 **多文化共生**：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※13 **Society5.0**：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱。

※14 **グローバル化**：政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象。

された国の第4期教育振興基本計画においては、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざすという考え方が重要であるとされています。

コロナ禍の中で、私たちはICT機器の活用による新たな教育の可能性とともに、改めて人と人とのつながりの大切さに気づきました。急激に変わりゆく社会にあって、高い人権意識のもとに多様な考えを認め合い、多くの人々と協働することで、子どもたちはどのような困難にあってもしっかりと乗り越え、複雑な課題に挑戦する力を得ることができます。そして、自分の可能性を信じ、自己実現に向けて学び続ける力を身に付けることで、豊かで幸せな人生を切り拓くことが可能となります。

一方で、誰もが豊かで幸せな人生を送るためには、その土台となる社会の在り方に目を向ける必要があります。こども基本法では、子どもの意見表明や多様な社会的活動への参画の機会の確保を理念の一つに挙げています。人と人とのつながりの中で、自らが暮らす地域や社会がよりよいものとなるよう、その形成に主体的に参画することができる子どもたちの育成をめざします。

そして、そのような力を身に付けた子どもたちがやがて本市の持続的な発展を支えることはもちろん、世界で活躍できる人材となることを願い、めざす子どもの姿を「人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども」とします。



2 基本理念

誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育

2024（令和6）年度からの本市のまちづくりの指針となる総合計画2031では、「ひとがつながり DXで未来を拓く #最高に住みやすいまち鈴鹿」を将来都市像とし、魅力あるまちづくりを進めるための分野別ビジョンの一つに「子どもが輝き 人と文化を育むまち」と掲げています。

Society5.0の社会では、新たな価値の創造が求められています。異質なものの融合が新たな技術や発想を生み出すという視点に立てば、子どもたち一人ひとりが異なる特性や興味をもっていることそのものが、新たな価値の創造につながると言えます。したがって、これまでの子どもたちの能力を一律に高めようとする教育から、個々の特性や興味を重視した多様な学びへの転換を図ることが求められると同時に、子どもたちの成長を支える私たちの考え方も、新たな時代に対応できるよう変化させることが大切です。

子どもたちの誰もがいきいきと輝くためには、互いの価値を尊重し合うとともに、安心して自分らしく学び、自らの可能性を伸ばすことができるような教育環境を整えることが必要です。それとともに、変化の激しい社会で誰もがその力を発揮し活躍するためには、学習指導要領で述べられているとおり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成を図ることが欠かせません。

また、国の教育振興基本計画では、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるというウェルビーイングの向上が重要視されています。個人のウェルビーイングの向上には非認知能力が強い影響を及ぼすことが近年の研究から明らかとなっています。したがって、これまでと同様に確かな学力を育成することはもちろん、幼児期の段階から非認知能力を育むことが必要です。

さらには、子どもたちが豊かな人間関係を築き、自分の良さを伸ばし、それぞれの夢の実現に向かって成長できるような環境づくりを家庭・地域・学校が一体となって進めることは、子どものみならず子どもの教育に携わる全ての人々のウェルビーイングが高まることにつながります。

そして、社会全体のウェルビーイングの向上は、本市の持続可能な発展につながるものでもあります。

これらを踏まえ、めざす子どもの姿を実現するための本市の基本理念を「誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育」とします。

3 基本目標

- (1) Society5.0 で活躍する力を育むため、教育DX^{※15}を推進します
- (2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します
- (3) 安全で安心できる学びの教育環境を整備します

(1) Society5.0 で活躍する力を育むため、教育DXを推進します

人とテクノロジーが融合し、AI技術の進展により産業構造や働き方に大きな変化が起こる Society5.0 の社会では、新たな価値を創造する人材が求められています。柔軟な発想力のもと、探究的な活動を通じて身に付く資質・能力を磨き高めることが必要です。また、人生 100 年時代が到来する今、個々の興味や関心に応じた多様な幸せの形を追求するためには、将来にわたって学び続けることで、変化する社会に対応する力も求められます。

一方、1人1台端末の配備と校内のインターネット環境の普及は、デジタル教材の活用や空間を超えたオンラインによる学び等、授業やその他の様々な教育活動に大きな変革をもたらしました。DXの進展により、教育データの利活用及びAI技術の導入による個別最適な学びや、コミュニケーションツールを活用した協働的な学び等、今後も新たな学びのスタイルを広げることが可能となります。

このような背景から、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究的な学習^{※16}とともにSTEAM教育^{※17}につながる教科等横

※15 **教育DX**：デジタル技術を活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

第1段階：デジタイゼーション

紙の書類などアナログな情報をデジタル化すること。

例) 紙のプリントをデジタル化して子どもの端末上に配信することができる。

第2段階：デジタルイゼーション

サービスや業務プロセスをデジタル化すること。

例) デジタル教材のおすすめを参考に、子どもが最適な選択を行うことができる。

第3段階：デジタルトランスフォーメーション

デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること。

例) 子どもの学習記録データを収集し、子どもの理解度や学習状況を把握することで、新たな学びを創造することができる。

※16 **探究的な学習**：問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動であり、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現がスパイラルに展開していく学習過程。

※17 **STEAM教育**：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

断的な学習^{※18}を推進し、グローバル社会で活躍できる資質・能力を子どもたちに育みます。そのために、教育DXを推進し、学習指導要領に基づき主体的・対話的で深い学び^{※19}の視点による授業改善を行っていきます。

一方で、AIがめざましい発展を遂げ、技術革新が進む今だからこそ、精神的な豊かさが一層重要視されています。文化や芸術に触れ、感動できる体験を増やすことで子どもたちに豊かな感性を育みます。併せて、人生100年時代を幸せに過ごすために、子どもたちが運動に親しむとともに、体をつくる食に対して関心を持ち、健康に対する意識を高めるよう取り組みます。

また、誰一人取り残さず、全ての子どもたちの可能性を引き出す共生社会の実現に向けて、互いの多様性を認め、高め合う視点が重要です。一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する態度を育みます。

これらの取組を推進し、子どもたちに将来、社会で活躍する力を育む上で基盤となるものの一つに非認知能力があります。自身をコントロールし粘り強く課題に挑戦する力や他者と関わる力、自己肯定感等を育むことで、子どもたちは自己実現に向けて主体的に学べるようになるとともに、ウェルビーイングを高めることができます。確かな学力とともに、学習、生活等あらゆる教育活動において非認知能力を育成していきます。

(2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します

子どもたちが健やかに育つためには、様々な人との関わりが必要となります。家庭、地域と学校が一体となって、めざす子どもの姿を共有し、社会全体で教育活動を展開していくことで、多様な学びの場を子どもたちに提供することができます。これまで培ってきた取組を継承し、学校運営協議会やPTA等と連携、協働し、子どもの育ちを支えていきます。

また、地域には様々な学びの場があります。それぞれの地域がもつ豊かな文化に触れ、地域の良さを学び、地域との交流を深め、新たな気付きを得ることで子どもたちのシビックプライド^{※20}の醸成を図っていきます。

※18 **教科等横断的な学習**：児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学び。

※19 **主体的・対話的で深い学び**：学習指導要領で示されている、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするための学び方。子どもたちが、自ら興味・関心をもって学習し、友だちや教員・地域の人等との対話によって考えを広げたり、深めたりして、より深く理解したり、考えを形成したりすること。

※20 **シビックプライド**：郷土に対する愛着と誇りのこと。

それとともに、主権者教育^{※21}の視点から子どもたちも地域住民の一員として、その発達段階に応じた役割を自覚し、積極的に地域に貢献するような活動にも取り組んでいきます。

さらに、人間形成にも大きく影響を与えるとともに、自身の興味、関心に沿って幅広い分野の活動に参加できる場である部活動の在り方を示すものとして、2022（令和4）年スポーツ庁、文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。学校部活動の適切な運営や新たな地域クラブ活動整備のための対応が今後必要となります。地域と学校が連携、協力して子どもたちの活動の場を確保していくための体制構築を進めていきます。



（3）安全で安心できる学びの教育環境を整備します

Society5.0 の到来を見据え、子どもたちが新たな教育環境のもとで一人ひとりの可能性を最大限伸ばすためには、ICT機器やデジタル学習教材の整備及び維持管理は非常に重要です。現在、1人1台端末や校舎内におけるWi-Fi等新たな教育活動を展開するための学習環境は整っている状態にあります。今後、国も国の動向を見据え、必要なICT環境を整備していきます。

また、校舎及び様々な施設の老朽化に対する取組として、鈴鹿市公共建築物個別施設計画や鈴鹿市学校施設長寿命化計画に基づき、洋式トイレの整備や校舎の改築・改修、屋内運動場の改築等、計画的に進めてきました。今後も、各計画に沿って子どもたちが安全・安心で快適に過ごせるような施設整備を進めていきます。

さらには、児童生徒数の減少によって適正規模を維持できない学校が増加しています。子どもたちが多様な考えに触れ、ともに課題を解決していく学習の機会を確保することは非常に重要です。鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針に則り、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進します。

※21 主権者教育：社会的自立と社会参画の力を育む教育。

第4章 施策の取組

1 施策の基本的方向と成果指標

【5つの方向】

施策の基本的方向

- (1) 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
- (2) 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
- (3) 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
- (4) 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
- (5) 学校環境の整備・充実

(1) 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成

人々と協働し、主体的・能動的に学び続ける子どもたちの育成を目指し、未来を切り拓いていくための基礎となる確かな学力を培います。

現代は、「VUCA」の時代と言われるように、将来の予測が困難な時代です。少子化、グローバル化の進展などの継続的な社会の課題に加えて、近年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化などの事態が起きました。また、AIの飛躍的な進化等により、私たちの生活もDXによる変化が始まっています。

子どもたちが、このような複雑で変化の激しい社会を生き抜くためには、「対話」「協働」しながら深く学ぶ機会が重要であり、教科等横断的な視点から学習の基盤となる言語能力、情報活用能力^{※22}、問題解決能力など汎用的な資質・能力

^{※22} **情報活用能力**：学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むもの。

を育む必要があります。そのため、言語能力の中でも、特に読解力の向上に向けて、学校図書館の活用と読書活動の充実を図るとともに、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善により、学力向上を図ります。

また、自国や他国の文化を理解し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成するため、ICTや外国語指導助手^{※23}等を効果的に活用し、外国語でのコミュニケーション力向上を図ります。

さらに、子どもたちが社会で起きている事柄について関与し、解決する経験が必要であり、社会的・職業的自立に向けて、「学ぶこと」と社会とのつながりを意識した主体的な活動が求められます。そのため、社会の形成に主体的に参画し、社会を生き抜く力や身近な社会問題を解決する能力を身に付ける主権者教育を推進するとともに、様々な機会において、子どもたちが主体的に考え、意見を表明する権利（参加する権利）を保障します。また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、キャリア教育^{※24}の充実を図ります。

加えて、幼保小中の連携により、一貫した教育の推進体制づくりを進めていくため、指導方法及び指導体制の共通理解や、中学校区における連携強化を進める



※23 **外国語指導助手**：外国語を母語とし、外国語（英語）の授業を補助する外国人の指導助手。

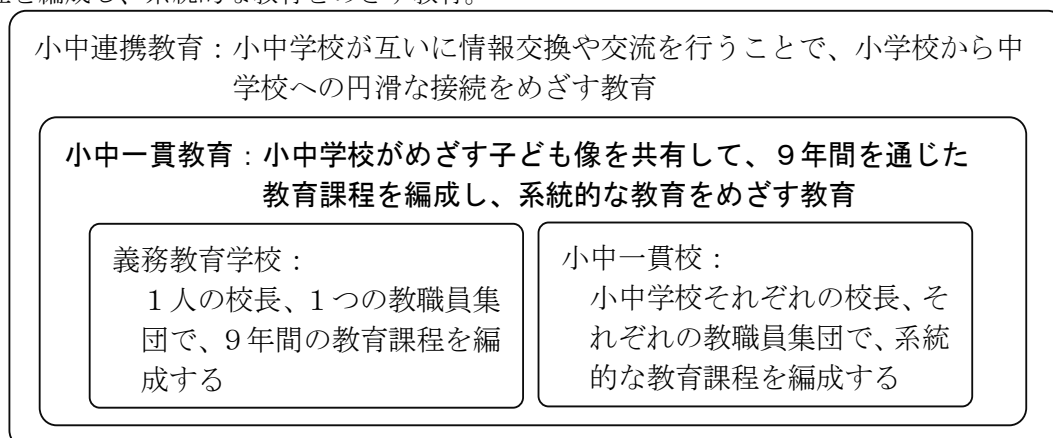
※24 **キャリア教育**：学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて行い、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる教育。

とともに、本市における小中一貫教育^{※25}について必要な地域でビジョンの作成を進めます。また、新たな教師の学びの実現に向けて、教師が探求心を持ちつつ、自律的に学び、主体的に学びをマネジメントしていくため、教職員それぞれの経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、各校における校内研修の充実を図ります。

成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査 ^{※26} 児童生徒質問紙 ^{※27} 調査において、「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	
指標設定理由	児童生徒が、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことは、社会を切り拓く、生きる力の育成につながるため。	
指標の説明 (算出式)	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査の質問項目「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	
	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
	78.1%	86.0%

※25 **小中一貫教育**：小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有して、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育。



※26 **全国学力・学習状況調査**：文部科学省が2007（平成19）年度から年に1回実施している学力に関する調査。対象は小学校6年生と中学校3年生、教科は国語と算数・数学（年度により、理科、英語が追加）からなる。また、学力を問う問題だけでなく、学校と児童生徒に対し、生活習慣や学習環境などの質問紙調査も実施。

※27 **児童生徒質問紙**：全国学力・学習状況調査において、児童生徒に対し実施される生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査。

(2) 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成

子どもたちが多様性を認め合い、より良く生きるための豊かな人間性を育むとともに、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を推進します。

社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められます。また、携帯電話・スマートフォンやSNS^{※28}が急速に普及したことで、子どもたちの間でコミュニケーションの取り方が大きく変化し、人間関係の築き方に不安を抱える子どもたちが増加しています。さらに発達特性等の課題により困り感のある子どもたちも増加傾向にあります。

子どもは、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感^{※29}を感じることで安心し、自分の能力を発揮することができます。その上で、自分だけでなく、他者も大切な存在であると気づき、障がいの有無や国籍、文化等、お互いの個性や多様性を認め合えるようになります。

そのために子どもたちが、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身に付け、主体的に差別のない社会を実現させる取組が進められるよう、学校における人権教育を充実させます。

そして、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることから、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を浸透させ、いじめを行わない、傍観しないよう、子どもたち自らがいじめ問題について学び、主体的に考える取組を推進します。

さらに、不登校への対応は喫緊の課題であり、学校生活に不安な気持ちを持たずに、安心して学んだり、学校生活を送ったりすることができる環境整備が必要です。「鈴鹿市不登校支援初期対応マニュアル」に基づき、新たな不登校児童生徒を生まない取組を推進するとともに、校内サポート教室の充実を図ります。

※28 SNS : Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

※29 自己存在感 : 「自分も一人の人間として大切にされている」と感じられること。

加えて、外国人児童生徒の割合は、児童生徒全体の人数の約5%に迫っており、通訳や翻訳の対応が必要な国籍数は26か国に及んでいます。「鈴鹿市日本語教育ガイドライン」に基づき、外国人児童生徒等の組織的な受入れと日本語教育の取組指導を推進するとともに、多文化共生教育の充実を図ります。

また、携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちの間で急速に普及している中、インターネットの匿名性、拡散性などの特徴から、学校だけで解決することが難しい問題が発生しています。インターネットなどを通じて発信される情報内容を批判的に読み解き（クリティカル・リーディング）、安全に活用できる子どもたちを育むための情報モラル^{※30}教育を充実させるとともに、関係機関と連携した対策を進めます。

さらに、特別支援教育を受ける障がいのある子どもは、近年増加傾向にあり、医療的ケア児^{※31}や病気療養中の子どもに対する支援が重要となっています。このような子どもたちに対して、各関係機関と連携し「誰一人取り残さない教育、途切れのない支援」に学校全体で組織的、継続的に取り組むとともに、すずっこファイル^{※32}を活用し、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図ります。また、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケア児に関する総括的な管理体制を構築します。

加えて、子どもたちが、学校教育活動全体を通じて道徳性を身に付けられるよう、「考え、議論する道徳」授業の展開に向けて工夫・改善に取り組むとともに、家庭・地域と一体となった道徳教育の推進を図ります。

※30 **情報モラル**：情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※31 **医療的ケア児**：病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為が必要な児童生徒。

※32 **すずっこファイル**（旧：**すずかっ子支援ファイル**）：子どもの成長記録をつづるとともに、子育ての情報を一冊にまとめておくファイル。子どもの特性や様子を記述したり、健診の様子、医療情報、福祉機関の利用、検査の結果等もまとめたり、はさんだりすることができる。

成果指標

指標名	全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査において、「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	
指標設定理由	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合が増えることは、自分だけでなく他者も大切な存在であることに気づき、お互いを認め合うことができる児童生徒の育成につながるため。	
指標の説明 (算出式)	「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	
	現状値 (2022 年度)	目標値 (2027 年度)
	75.2%	82.0%

(3) 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成

子どもたちの意欲・気力等の精神面の充実や健康の維持・向上を図るため、主体的に健康について考え、体力向上に取り組む子どもを育成します。

また、豊かな感性を育むため、心に響く教育活動を推進します。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行による修学旅行や運動会、文化祭、その他の様々な体験活動や表現活動、鑑賞活動の減少をはじめ、情報機器の利用機会の拡大による生活習慣や健康への影響等、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しました。これらの影響から、子どもたちは、体を動かす機会が減少し、生活リズムを整えることが難しくなっており、肥満や痩身、メンタルヘルスの不調、体力や運動能力の低下など、子どもの健康や体力に関する課題が多様化・複雑化しています。また、豊かな感性を育むための、子どもたちの心を動かす体験活動等の機会が減少しています。

このような中、子どもたちが体と心の両面から豊かな生活を送るために、自身の健康について認識し、主体的に健康増進や体力向上に取り組む姿勢を身に付けた子どもの育成と、多様な体験活動や表現活動、鑑賞活動等の充実による豊かな感性を身に付けた子どもの育成が求められています。

そのため、継続的・体系的に体力向上を図る取組として、幼児期から日常的な運動習慣が身に付くよう、幼児の体力向上実践プログラムや全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※33}の結果の分析を行い、体育科や保健体育科の授業改善や体力向上を意識した日常的な体育活動の実践に取り組みます。

また、健康増進の取組としては、外部指導者を活用した健康教育出前講座や小中学校における教科指導、保健だよりの発行などにより、子どもたちが自身の健康課題に向き合えるよう、肥満や痩身、メンタルヘルス等の生活習慣病対策や疾病予防、望ましい食習慣・食生活等に関する啓発を行うとともに、性や薬物乱用などに関する理解の深化にも取り組んでいきます。また、教育活動以外の場においても、保護者・児童生徒と医療機関等の関係機関とが連携して、多様化する子どもの健康相談に応じる機会の確保を進めます。

さらに、学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭と食育^{※34}担当者が中心となり、地産地消^{※35}の推進や行事、習慣、地域の食文化等を取り入れた栄養バランスの取れた給食の意義を子どもたちに伝えるなど、家庭や地域と連携した食育を推進します。また、安全・安心な学校給食を安定的に提供するための衛生管理の徹底、適切な食物アレルギー対応、効率的な業務管理等を行います。

豊かな感性を育む取組については、これまでに引き続き、子どもたちの心に響く教育活動を積み重ねることができるよう、「未来応援人^{※36}」を実施し、文化・芸術・スポーツ等に触れる機会を増やすとともに、美術、科学、書写の作品展、音楽会など、子どもたちの芸術活動の発表の場を充実させます。

※33 **全国体力・運動能力、運動習慣等調査**：文部科学省が2008（平成20）年度から年に1回実施している体力に関する調査。対象は、小学校5年生と中学校2年生、握力、50m走などの実技調査に併せ、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査も実施。

※34 **食育**：食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育む教育。

※35 **地産地消**：地域でとれた農林水産物を、その地域で消費すること。

※36 **未来応援人**：学術・芸術・文化・スポーツの専門家などを幼稚園、小中学校の講師として招き、文化・芸術等に触れる機会とするとともに、その生き方から学ぶことなどを目的にした授業。

成果指標

指標名	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小中学校別、男女別の32種目のうち、全国平均値を上回る種目数	
指標設定理由	子どもたちの活力の源である体力が向上することは、子どもたちの意欲・気力等の精神面の充実や健康の維持・向上につながるため。	
指標の説明 (算出式)	小中学校別（各8種目）、男女別の個々の種目（全32種目）の鈴鹿市平均値のうち、全国平均値を上回る種目数	
	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
	15種目	19種目

（4）家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進

「社会総がかり^{※37}」での教育の実現に向け、家庭・地域・学校が課題や目標を共有し、連携、協働しながら社会に開かれた教育課程を目指すとともに、「地域とともにある学校づくり」に向けて、地域の将来を担う子どもの成長を支える教育環境づくりを進めます。

子どもの健全な育成のために、家庭・地域・学校が連携・協働した教育活動の充実が求められています。

地域とともにある学校づくりを推進するため、2011（平成23）年度に市内全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定してから10年以上が経過し、各校において学校運営協議会の定期的な開催が定着してきました。また、中学校

※37 **社会総がかり**：内閣府の教育再生会議で示されたキーワード。一人ひとりが「当事者意識」をもって、学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政などあらゆる主体がそれぞれの役割を自覚し、教育再生に積極的に参画することや、それぞれが「連携」を図り、責務を果たすことによって、教育再生を実現することを表している。

区内での小学校・中学校が連携した教育活動を、より推進するために、近年では、中学校区単位での学校運営協議会での熟議も行っています。

コミュニティ・スクール発足当時は、地域のボランティアによる学校支援活動が主な取組となっており、各校に配置された地域コーディネーター^{※38}を中心とした、学校支援ボランティア^{※39}による児童生徒の教育環境は整ってきています。また、地域、保護者の協力による登下校の見守り隊（安全安心ボランティア^{※40}）によって、通学路等における安全確保に向けた取組も定着してきています。今後も、教育環境の充実及び子どもの安全を守る取組について、地域づくり協議会との連携を進めます。

さらに、「協働型」のコミュニティ・スクールへの発展をめざし、学校・家庭・地域が、各校の教育課題や目標などの共通理解を深め、それぞれの立場でできることを考え、主体的に地域の子どもの成長を支える取組を推進します。

近年の課題として、持続可能な部活動と教師の負担軽減の観点から部活動改革が求められており、生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域や各種目の所属団体のほか関係機関と連携・協議を行い、休日の部活動地域移行を推進します。

また、地域の自然や文化等を題材として、関係機関と連携し、SDGsの視点も取り入れながら、地域への誇りと愛着を深める郷土教育及び環境教育を推進するとともに、家庭・地域・関係機関と連携し、安全教育の取組を推進し、防災・減災教育の充実を図ります。

※38 **地域コーディネーター**：学校ごとに配置されている、学校支援ボランティアの募集や活動の調整などを行う保護者や地域の方。

※39 **学校支援ボランティア**：学校の教育活動や環境整備などを支援する保護者や地域の方などのボランティア。

※40 **安全安心ボランティア**：登下校時の見守りや交通安全指導など、児童生徒の安全確保に取り組む学校支援ボランティア。

成果指標

指標名	学校運営協議会委員等へのアンケートにおいて、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになっている」と回答した割合	
指標設定理由	地域や家庭と学校が連携・協働した取組の充実は、保護者や地域住民の教育活動への参画を促進し、地域とともにある学校づくりにつながるため。	
指標の説明 (算出式)	学校運営協議会アンケート（コミュニティ・スクールに関する意識調査）において「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」という質問に対し「当てはまる」と回答した割合	
	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
	28.9%	39.0%

(5) 学校環境の整備・充実

子どもたちが安心して快適に学ぶことができるよう、学校施設の整備や改修を行います。

子どもたちが、学力を身に付け、友だちとともに充実した学校生活を送る基盤として、安全で安心して快適に学ぶことができ、より良い教育活動を行うことができる学校環境を確保する必要があります。

全国的に少子化が進展する中、本市においても同様の傾向であり、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化は、学校運営において様々な影響を及ぼす懸念があることから、小中学校において一定の集団規模を確保していくため、規模適正化、適正配置を推進していく必要があります。

また、学校施設については、各学校の校舎や給食調理施設の老朽化が進んでお

り、学校に求められる機能を確保し、財政負担の軽減や、平準化を図りながら、計画的に長寿命化を図るとともに、設備の更新や維持管理を図っていく必要があります。

小中学校の規模適正化、適正配置については、2018（平成 30）年に策定した「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づき、児童生徒が集団の中で一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であるため、各学校の学校規模の適正化、適正配置を推進するとともに、必要な地域で小中一貫教育に適した学校施設の整備について検討を行い、計画的に取り組みます。

学校施設については、子どもたちの教育活動のほか、地域の防災拠点や地域活動の場としての役割を担っています。「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、長寿命化改修等を進め、屋内運動場の改築を実施するなど、各学校施設の整備を計画的に行います。また、屋内運動場のエアコン設置など設備の充実に取り組みます。

さらに、学校給食については、子どもたちの健やかな成長を支える役割を果たしており、今後も引き続き、安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、給食調理施設や調理機器等の適切な維持管理及び老朽化・長寿命化に対応した施設改修を行うとともに、給食調理施設の今後の在り方に関する課題や方向性等の整理を進めます。

成果指標

指標名	学校施設の整備に満足している保護者・地域住民の割合	
指標設定理由	学校施設の整備に対する満足度が高まることは、子どもたちの学習環境の向上を示すこととなるため。	
指標の説明 (算出式)	小中学校の学校運営協議会へ実施したアンケート項目「学校施設の整備に満足している」について、「満足している」と「概ね満足している」と回答した委員の割合	
	現状値（2022年度）	目標値（2027年度）
	42.5%	50.0%

2 施策の基本的方向別の基本事業

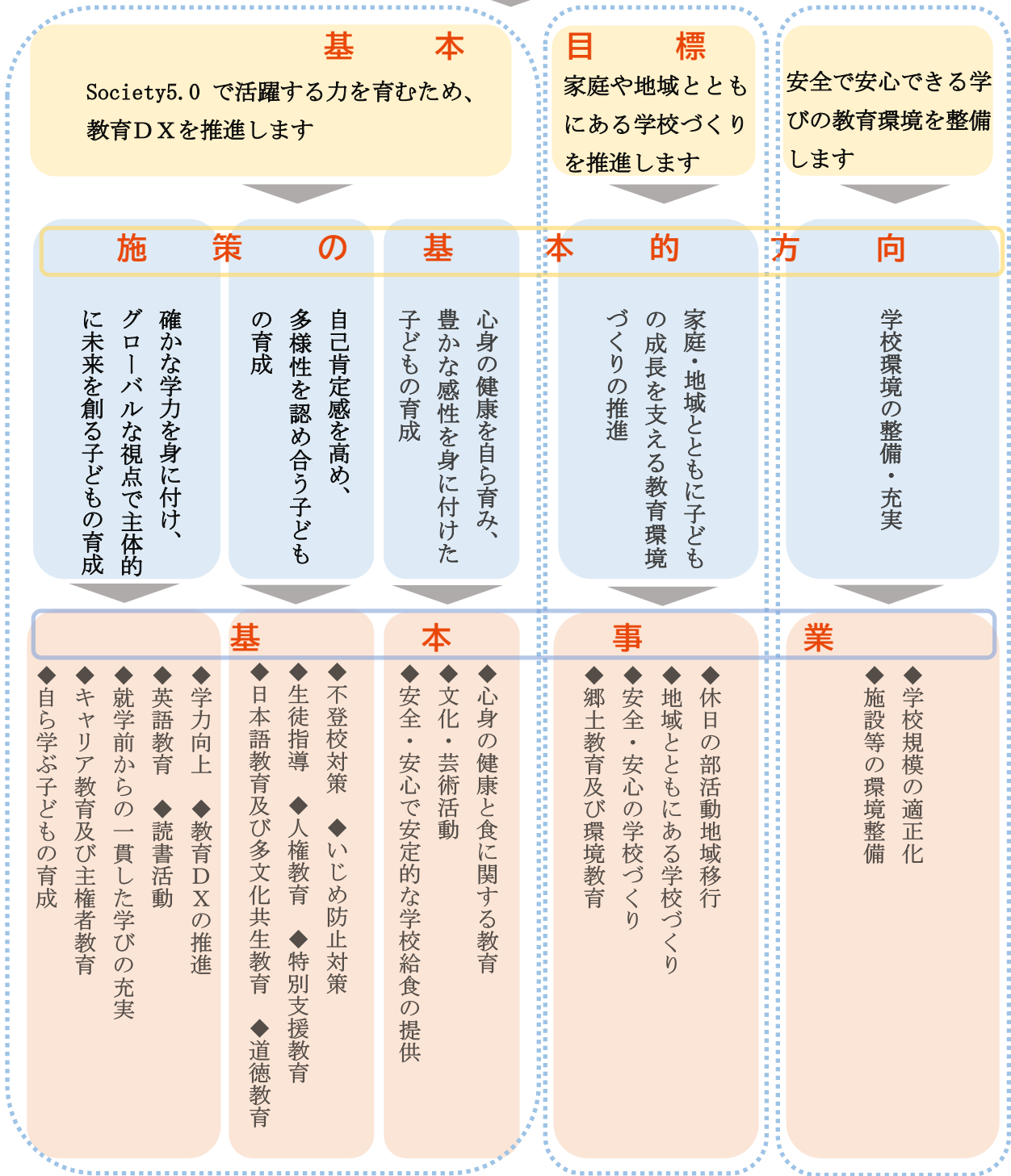
(1) 施策の基本的方向別の基本事業一覧

施策の基本的方向	基本事業	
1 確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成	1	学力向上
	2	教育DXの推進
	3	英語教育
	4	読書活動
	5	就学前からの一貫した学びの充実
	6	キャリア教育及び主権者教育
	7	自ら学ぶ子どもの育成
2 自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成	1	不登校対策
	2	いじめ防止対策
	3	生徒指導
	4	人権教育
	5	特別支援教育
	6	日本語教育及び多文化共生教育
	7	道徳教育
3 心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成	1	心身の健康と食に関する教育
	2	文化・芸術活動
	3	安全・安心で安定的な学校給食の提供
4 家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進	1	休日の部活動地域移行
	2	地域とともにある学校づくり
	3	安全・安心の学校づくり
	4	郷土教育及び環境教育
5 学校環境の整備・充実	1	学校規模の適正化
	2	施設等の環境整備

(2) 体系図

めざす子どもの姿
人とつながり自ら豊かな未来を切り拓く鈴鹿の子ども

基本理念
誰もが輝きウェルビーイングが高まる鈴鹿の教育



基本事業を支える取組
非認知能力の育成 & 働き方改革

(3) 施策の基本的方向別の基本事業と主な内容


基本事業の見方



基本事業

* 基本事業番号と基本事業名を記載しています。

【担当課】 ○○○○課

* 主な担当課を記載しています。



めざす姿	* この事業を推進することにより、計画期間が終了する 2027（令和 9）年度末までに達成する姿を記載しています。	
現状と課題	* この事業に関する現状、課題、背景などを記載しています。	
主な取組内容	<p>* この事業で実施する主な取組内容を記載しています。</p> <p> マークは、市内小中学校の児童会・生徒会から寄せられた意見を踏まえた取組を表しています。</p>	
指 標	* 主に教育委員会などの活動内容（活動量）を示す活動指標（または成果指標）を記載しています。	
	現状値（2023 年度）	
	目標値（2027 年度）	

<p>めざす姿</p>	<p>子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、知識を相互に関連付けてより深く理解する力、情報を精査して考えを形成する力、問題を見いだして解決策を考える力、思いや考えを基に創造する力を身に付けています。</p>					
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒は「読解力」に弱みがあることが明らかになっています。 ・学習の基盤となる「読解力」の育成を土台として、他者と協働し、課題の発見とその解決に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開を一層推進することが必要です。 					
<p>主な取組内容</p>	<p>①「授業力UP5★^{※41}」を活用した授業改善 </p> <p>基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら課題の発見やその解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層推進します。</p> <p>②ICTを活用した学びの促進 </p> <p>端末活用による「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を促進するとともに、体験的活動の充実など、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組みます。</p> <p>③読解力の育成に向けた取組</p> <p>子どもたちの読書活動を推進するために、学校図書館を活用した授業を積極的に取り入れていくとともに、国語科を中心に、言語能力、情報活用能力を育成する言語活動の充実を図ります。</p> <p>④学力向上プロジェクト会議を通じた市内共通取組の推進</p> <p>教育委員会事務局と小中学校長代表で構成する学力向上のためのプロジェクト会議を実施し、市全体の学力向上に向けた方針及び共通取組について協議・発信し、成果や課題を市内全体に還流します。</p>					
<p>指 標</p>	<p>全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合【全国学力・学習状況調査】</p> <table border="1" data-bbox="416 1736 1398 1841"> <tr> <td>現状値（2023年度）</td> <td>小学校 99.5% / 中学校 93.5%</td> </tr> <tr> <td>目標値（2027年度）</td> <td>小学校/中学校 100%以上</td> </tr> </table>		現状値（2023年度）	小学校 99.5% / 中学校 93.5%	目標値（2027年度）	小学校/中学校 100%以上
現状値（2023年度）	小学校 99.5% / 中学校 93.5%					
目標値（2027年度）	小学校/中学校 100%以上					

※41 授業力UP5★：市独自で、授業改善のための5つの視点を示したもの。

基本事業 1-2 ● 教育DXの推進 ●

【担当課】教育指導課・教育支援課・教育政策課

めざす姿	<p>Society5.0時代が到来しようとしている社会において、ICT活用による真に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、情報社会に積極的に参画する力を身に付けています。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教育DXの第1段階から第2段階への移行を着実に進めるとともに、教育データ利活用による教育活動の推進が求められます。 ・GIGAスクール構想^{※42}により配備された1人1台端末の日常的な活用を一層推進し、主体的・対話的で深い学びを実現することが必要です。 ・教職員のICT活用指導力の向上を図り、市内全ての小中学校において、同じ水準でICT教育を受けることができるための環境作りが必要です。 ・生成AI^{※43}が急速に普及する中、情報活用能力を育む教育を一層充実させ、AI時代に必要な資質・能力の育成を図る必要があります。 ・子どもたちはインターネットの利便性を享受し有効に活用している反面、学力の低下や生活習慣の乱れも憂慮されており、インターネット上でのいじめ問題も生じています。
主な取組内容	<p>①情報活用能力の育成 </p> <p>児童生徒の情報活用能力の育成を図るために、「鈴鹿市版 情報活用能力体系表」の活用、教職員対象の研修講座の充実、指導主事^{※44}による指導助言、各中学校区での教職員の主体的な取組による推進体制づくりを進め、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。また、紙の教科書や黒板・ノート等と適切に組み合わせ連携させながら、学習者用デジタル教科書^{※45}の効果的な活用を進めます。</p> <p>②情報モラル教育の充実 </p> <p>生成AIの適切な活用も含め端末の日常的な活用を一層推進することを前提として、保護者の理解・協力を得て、発達の段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。特に、インターネットなどを通じて発信される情報を批判的に読み解き、安全に活用できる子どもたちを育むため、デジタルシティズンシップ^{※46}の視点を取り入れた教育を推進します。</p>

	<p>③ ICT活用推進プロジェクト会議による組織的推進体制の構築 教育委員会事務局と小中学校長代表で構成されたプロジェクト会議で、取組の進捗状況把握や検証、実態に応じた方針を定め、校長会や情報教育推進担当者会で発信することにより、新たな組織的推進体制を構築します。また、教育データ利活用のためのシステム構築及び活用を推進します。</p>	
指 標	「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	31.0%
	目標値（2027年度）	100.0%





※42 **GIGAスクール構想**：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

※43 **生成AI**：利用者が画面上に打ち込んだ質問や作業指示等に応じて、人間が回答しているかのような自然な文章等を生成する人工知能技術。

※44 **指導主事**：学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長や教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局におかれる職。教育課程、学習指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導を行う職務。

※45 **学習者用デジタル教科書**：紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。



※46 **デジタルシティズンシップ**：デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。

めざす姿	子どもたちが、自国や他国の言語や文化を理解し、グローバルな視野を持って、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化が進展する中で、児童生徒の将来の可能性を広げるために、国際共通語としての英語力を身に付けることが必要です。 ・英語でコミュニケーションを図る資質・能力の育成のために、小学校・中学校の系統的な英語教育を実施するとともに、学習指導要領に基づく「CAN-DOリスト^{※47}」を踏まえた指導方法を工夫・改善していく必要があります。 	
主な取組内容	<p>①「CAN-DOリスト」を踏まえた英語教育の推進</p> <p>「言語を用いて何ができるようになるか」という観点から、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の4技能5領域の力を総合的に育成するため、面接、エッセー、スピーチ等の各種パフォーマンステスト^{※48}を適切に実施することにより、児童生徒の達成状況を把握するとともに、言語活動を充実させた授業改善を推進します。また、各種研修会を通して、英語担当教員の指導力向上を図ります。</p> <p>②ICTを活用した新たな学びの創造 </p> <p>ICTを活用した特色ある教育活動として英語学習を推進し、学習者用デジタル教科書と従来の紙教科書の併用や、学校外とのオンラインによる遠隔交流など、生きた英語力を育むための実践的な取組を推進します。</p> <p>③外国語指導助手の活用 </p> <p>児童生徒に「生きた英語」の提供や、日常的に即興で伝え合う活動など、「英語によるコミュニケーション」中心の学習を行うため、外国語指導助手の効果的な活用を図ります。</p>	
指 標	中学校卒業段階でCEFR ^{※49} のA1レベル相当（英検3級など）以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】	
	現状値（2023年度）	26.5%
	目標値（2027年度）	50.0%

※47 CAN-DOリスト：学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの。

※48 パフォーマンステスト：英語の知識量を測定するのではなく、英語を用いて実際に話したり、書いたりする実践的スキルがどの程度身に付いているのかを測定するために実施するテスト。

※49 CEFR (Common European Framework of Reference for Language)：Learning, teaching, assessment の略。外国語学習のカリキュラムの作成や評価のために、ヨーロッパで開発された6段階の共通参照枠。

めざす姿	<p>子どもたちが主体的に読書をする態度を身に付けるとともに、読書をする中で、想像力や表現力を高め、言語能力や情報活用能力を身に付けています。</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国では、今後の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにするため、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画^{※50}」が策定され、それを基に2024（令和6）年3月に「第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画^{※51}」を策定しました。 ・学年が上がるにつれ、読書離れが進む傾向にあるため、授業において学校図書館を活用し、市立図書館とも連携を図り、子どもたちの発達段階に応じた体系的な読書指導を一層推進することが必要です。 ・ICT機器の普及により、子どもたちが学校の授業以外で読書をする時間は短く、読書離れが懸念されることから、家庭と連携し、子どもたちが主体的に読書活動を行えるよう、日常的な読書の推進を図ることが必要です。
主な取組内容	<p>①不読率^{※52}の低減 </p> <p>子どもたちが日常から本に親しむことができるように読書活動の推進を図るとともに、学校図書館担当者及び司書教諭、学校図書館巡回指導員^{※53}、図書ボランティア等と連携して、学校図書館を活用した取組の充実を図ります。学校図書館に関するオリエンテーション等を積極的に行い、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座や体験活動等を充実します。</p> <p>②デジタル社会に対応した読書環境の整備</p> <p>言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様な子どもたちの読書機会の確保や、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用など、学校図書館のDXを進めます。</p> <p>③多様な子どもたちの読書機会の確保 </p> <p>全ての子どもたちの可能性を引き出すために、読書バリアフリー法^{※54}を踏まえた視覚障がい者等が利用しやすい書籍の充実や、日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒のための多言語図書等の読書環境の整備を行い、読書機会の確保に取り組みます。</p> <p>④子どもの視点に立った読書活動の推進</p> <p>子どもたちが主体的に学んだり、楽しんだりするために、自発的な読書活動や学校図書館の活用に取り組みます。そのため、子どもの意見聴取する機会を確保するとともに、図書委員等の子どもが学校図書館の運営に主体的に関わる活動を推進します。</p>

	⑤鈴鹿市立図書館との連携 市立図書館からの本の貸出、社会見学、市立図書館主催のイベントへの参加等を通じた連携を図り、子どもたちが図書館や本をより身近に感じられるように取り組みます。	
指 標	「読書は好きか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	小学校 69.7% / 中学校 61.1%
	目標値（2027年度）	小学校 71.0% / 中学校 65.0%



※50 **第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画**：文部科学省が2023（令和5）年3月28日に策定し、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針。

※51 **第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画**：国や県の動向に合わせ、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間の計画期間とし、本市の読書活動における課題や、子どもたちをとりまく読書環境の変化等に対応するための基本方針や取組等を示した計画。



※52 **不読率**：1か月間に一冊も本を読まない子どもの割合。

※53 **学校図書館巡回指導員**：学校図書館を活性化させ、子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運を支援するために、小中学校を巡回し指導する図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格等をもつ指導員。

※54 **読書バリアフリー法**：文部科学省が2019（令和元）年6月に策定し、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するための法律。

基本事業 1-5 ●就学前からの一貫した学びの充実 ●

【担当課】教育指導課



めざす姿	幼稚園入園から中学校卒業までの連続する育ちを踏まえた教育活動を展開する中で、自ら考え、主体的に行動しながら、豊かな心と確かな学力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就学や進学に伴う環境の変化により、学校生活への適応のしづらさを感じている子どもたちがいます。 ・各発達段階に応じた教育を大切にしながら、幼稚園から小学校、小学校から中学校への各学校段階間の接続期に着目し、円滑な接続を図るための取組を進めることが必要です。 ・幼稚園・小学校・中学校の連携を強化した体制づくりを推進するためには、各中学校区における取組を充実させていくことが必要です。 	
主な取組内容	<p>①円滑な接続のための連携の強化 </p> <p>幼児教育の特性について小学校との認識の共有を図るとともに、小学校高学年における一部教科担任制及び中学校から小学校への乗り入れ授業の実施を推進します。</p> <p>②子どもたち同士の交流の促進 </p> <p>各教育課程に基づいた、小学校児童と幼稚園園児との交流を促進します。</p> <p>③小中一貫教育の実践</p> <p>中学校区を中心にして、小学校及び中学校の連携による9年間を見通した「小中一貫教育ビジョン」の策定や教育内容の整備を行います。(P64 用語解説「小中一貫教育」の図参照)</p> <p>④教職員同士の交流や研修体制づくりの推進</p> <p>中学校区を基本とした校区の幼稚園・小学校・中学校において、公開授業や研修会、担当者会などを開催し、子どもの姿や学力向上の取組、生活指導上の教育課題を共有しながら研修を進めることで、教育の質的向上に取り組みます。</p> <p>⑤幼稚園・保育所の連携</p> <p>全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供し、幼児期にふさわしい生活を通して、基盤となる資質・能力を育むため、保育所との研修を進めながら幼稚園の一層の質的向上を図るとともに、小学校教育との円滑な接続につなげます。</p>	
指 標	「近隣等の校種の違う学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったか」という問いに「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合【学校質問紙 ^{※55} 】	
	現状値 (2023 年度)	80.0%
	目標値 (2027 年度)	87.5%

※55 学校質問紙：全国学力・学習状況調査、または全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、学校に対し実施される指導方法に関する取組や教育条件の整備状況などに関するアンケート調査。

基本事業 1-6

● キャリア教育及び主権者教育 ●

【担当課】 教育指導課・教育支援課

めざす姿	子どもたちが、自分の未来に夢や希望を持ち、社会に参画し貢献する意欲・態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果によると、「将来の夢や目標を持っている」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合は、全国平均より低い状況にあります。 ・キャリア教育の基本的方向性として、基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること、また学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図ることが求められます。 ・身近な課題に目を向けたり、議会や行政の仕組みを考えたりする体験を通して、社会参画意識を培うことが必要です。 	
主な取組内容	<p>①キャリア教育の充実 </p> <p>「鈴鹿市版キャリア・パスポート^{※56}」を活用し、自身の変容や成長を自己評価できる機会を計画的に設けます。また、中学校での「職場体験学習」や地域団体の出前講座等を通して、望ましい労働観や職業観の育成を図るなど、主体的に進路を選択決定する態度や意思、意欲等を培う教育を充実します。</p> <p>②主権者教育の充実 </p> <p>国や社会の問題を自分の問題として捉え、主体的に考え、判断し、行動していく主権者を育成するために、社会科や総合的な学習の時間を中心に、地域の諸課題について考える学習を充実します。また、子ども議会（会議）の取組を通して、市政の仕組みと議会等の活動に関心を高めたりする等、将来、有権者となる子どもたちの政治意識を高める活動の充実を図ります。</p>	
指 標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	72.1%
	目標値（2027年度）	80.0%




※56 鈴鹿市版キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたファイル。

基本事業 1-7 ● 自ら学ぶ子どもの育成 ●

【担当課】教育指導課

めざす姿	子どもたちが、生涯にわたって能動的に学び続ける意欲や態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の教師主導型の学習から、子どもたちが主体的に学ぶ学習への転換が必要です。 ・子どもたちの資質・能力をより一層確実に育むため、学校教育の質を高めることが必要です。 	
主な取組内容	<p>①子どもが自ら学ぼうとする学習の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・STEAM教育につながる教科等横断的な学習や探究的な学習（地域の課題などから、子どもが自分でテーマを決めて調べ、話し合い、解決していく学習活動）などを通じ、協働しながら主体的に学ぶ学習活動を推進します。 ・子どもたちの能動的な学びを支援するために、在籍する学校や教職員の経験に左右されないよう、各校園におけるOJTの活性化や、学力向上支援員・指導主事・指導教諭^{※57}による指導・助言等を充実させます。 ・子どもたちの学びを充実させるため、教職員の授業観の転換を図ります。そのために、教職員もそれぞれの経験年数や職種に応じて、最新情報を含め、自律的・継続的に学び続けることにより、自らの資質・能力の向上を図り、日々の教育活動に生かします。 ・子どもたちが自ら問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりする過程で、ICTを適切・効果的に使いこなせるよう、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。その方法として、従来の集合型だけでなく、放課後の短時間オンライン研修やハイブリッド型・動画視聴型との併用など、ICTを有効活用した研修を実施します。 	
指 標	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	78.1%
	目標値（2027年度）	90.0%

※57 指導教諭：児童生徒の教育をつかさどり、並びに他の教諭等への教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職務。



めざす姿	<p>「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育」の観点から、子どもたち一人ひとりが、自分の居場所や存在感を実感し、安心して意欲的に学ぶとともに、進路を主体的に決定します。</p>					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・2013（平成25）年度以降、全国の小中学校における長期欠席^{※58}児童生徒数は増加傾向で、2022（令和4）年度は約46.1万人となっており、引き続き重要な課題となっています。 ・学校において児童生徒や保護者に適切な支援ができるよう、校内体制や校内サポート教室を整備する必要があります。 ・不登校は、要因や背景が多様であり、学校だけでは解決が困難な場合も多いことから、専門家や関係機関との連携が必要です。 ・不登校児童生徒の個々の状況に応じて、柔軟で多様な関わりが求められています。 					
主な取組内容	<p>①学校支援体制の充実  不登校支援担当者会を開催するとともに、スクールライフサポーター^{※59}や不登校対策教育支援員^{※60}、不登校支援アドバイザー^{※61}などを学校に派遣し、学校における長期欠席支援を行います。また、長期欠席（不登校を含む）の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行うため、中学校に校内サポート教室を小学校に「ほっとルーム」を設置し、不登校傾向の児童生徒に居場所をつくります。さらに、教職員の対応力向上を図るため、研修会等を計画的に実施します。</p> <p>②安心できる学び場づくり  児童生徒が多様な学びを実現できるように、ICT等、個に応じた必要な支援を行います。</p> <p>③教育支援センターの運営 「けやき教室」、「さつき教室」を運営して、不登校児童生徒に居場所を提供し、学校復帰や進路保障、社会的自立に向けた支援を行います。また、スタッフが学校訪問し、「ほっとルーム」や校内サポート教室への指導・助言を行います。</p> <p>④関係機関との連携  不登校の要因や背景に応じて、子ども家庭支援課など関係機関と連携し、柔軟で多様な対応を行います。</p>					
指 標	<p>全国の長期欠席人数の割合を100とした時の鈴鹿市の長期欠席人数の割合の値【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】</p> <table border="1" data-bbox="416 1570 1399 1648"> <tr> <td>現状値（2022年度）</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>目標値（2027年度）</td> <td>100未満</td> </tr> </table>		現状値（2022年度）	122	目標値（2027年度）	100未満
現状値（2022年度）	122					
目標値（2027年度）	100未満					

※58 **長期欠席**：年間30日以上欠席した児童生徒の状況。理由の内訳は、「病気」・「経済的理由」・「不登校」・「その他（病気・経済的・不登校のいずれにも該当しない理由）」である。文科省の調査では2020（令和2）年度から出席停止・忌引きも長期欠席の日数に含めている。

※59 **スクールライフサポーター**：小学校の不登校や不登校傾向を示す児童に対して、登校や学校生活の支援を行う支援員。

※60 **不登校対策教育支援員**：中学校の不登校や不登校傾向を示す生徒に対して、学習支援や教育相談を行う支援員。



※61 **不登校支援アドバイザー**：不登校支援について、小中学校や、スクールライフサポーター、不登校対策教育支援員等に指導助言を行うアドバイザー。

めざす姿	「いじめをしない、させない心」を育み、子どもたちが、いじめ問題に対する理解と認識を深め、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知件数は増加傾向ではあるが、積極的ないじめの認知により、いじめ問題解決のための意識は高まっています。 ・近年、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースが増えています。 ・いじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けて、組織的な対応が必要です。 	
主な取組内容	<p>①いじめ防止の推進 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に合わせた「いじめ防止授業」を通して、全ての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育みます。 ・いじめを生まない集団づくりの取組や、教職員のいじめ問題への指導力・実践力向上に関する研修を行います。 <p>②早期発見、早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法や市及び学校のいじめ防止基本方針^{※62※63}に基づき、未然防止や早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応などの積極的な支援を行います。 ・SNSを介したインターネット上のいじめに関する対策の推進を図ります。 ・いじめアンケート（年3回）や教育相談での働きかけ等、いじめに気づくための組織的な取組を行います。 <p>③相談体制の充実 </p> <p>スクールカウンセラー^{※64}等による相談体制の充実や「いじめ電話相談」「子どもSNS相談みえ」等の相談機関の周知を行います。</p>	
指 標	「いじめをしない・させないよう、友だちとともに考え、行動しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	
	現状値（2023年度）	88.0%
	目標値（2027年度）	93.0%

※62 鈴鹿市いじめ防止基本方針：本市のいじめ防止などについて、総合的かつ効果的にいじめ対策を推進するために取りまとめた基本方針（2021（令和3）年3月改定）。

※63 学校のいじめ防止基本方針：いじめの防止などについて、学校の実態等に応じて、基本的な方向性や取組の内容などを示した基本方針。

※64 スクールカウンセラー：カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けた専門家。

めざす姿	子どもたちがこれからの社会を豊かに自分らしく生きていくために、自尊感情 ^{※65} を高め、互いに認め合い、公共心や規範意識、人間関係を築く力を身に付けています。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに改訂した生徒指導提要^{※66}に基づき、学校教育活動全体を通じ、児童生徒自ら現在や将来における自己実現を図っていくための自己指導能力^{※67}を育成しています。 ・生徒指導の実践にあたっては、全ての児童生徒の自発的・自主的な行動を尊重し、自らを発達させるとともに、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導^{※68}の側面に重点を置いた働きかけを進める必要があります。 ・児童生徒の問題行動などは、友人関係や発達の課題、児童虐待など児童生徒が抱える様々な要因が複雑に関係していることから、問題行動の解決に向けては、市の福祉部局、警察や児童相談所などの関係機関との一層緊密な連携が必要です。 					
主な取組内容	<p>①組織的な生徒指導体制づくり </p> <p>生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）をあらゆる教育活動に取り入れ、教員の児童生徒理解と児童生徒との信頼関係に基づく組織的な生徒指導体制を構築します。そのために、教員対象の研修も計画的に実施します。</p> <p>②児童生徒による主体的な取組 </p> <p>校則の見直しやいじめ防止の取組等、児童会及び生徒会が中心となった児童生徒の主体的な取組を推進します。</p> <p>③関係機関などとの連携</p> <p>学校だけでは対応が困難な児童生徒に対して、三重県の生徒指導特別指導員^{※69}やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※70}等を活用するとともに、警察や児童相談所などの関係機関等と連携した取組を推進します。</p>					
指 標	<p>「学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】</p> <table border="1" data-bbox="416 1512 1394 1594"> <tr> <td>現状値（2023年度）</td> <td>92.8%</td> </tr> <tr> <td>目標値（2027年度）</td> <td>96.0%</td> </tr> </table>		現状値（2023年度）	92.8%	目標値（2027年度）	96.0%
現状値（2023年度）	92.8%					
目標値（2027年度）	96.0%					

※65 自尊感情：心理学用語のセルフエスティーム（Self-esteem）の日本語訳。自分自身をかけがえない存在として認め、欠点も含めて持ち味として自分自身を大切にしたい気持ちや指す。



※66 生徒指導提要：小学校から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や指導方法などについての学校・教職員向けの基本書（2022（令和4）年12月文部科学省改訂）。

※67 自己指導能力：主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。

※68 発達支持的生徒指導：全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える生徒指導の基盤となる働きかけ。

※69 生徒指導特別指導員：三重県教育委員会が任用している生徒指導や非行防止などに関する専門的知識や経験をもった指導員。

※70 スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。

めざす姿	ウェルビーイングの実現をめざし、子どもたちが、身の回りにある人権問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切にし、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身に付けています。					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市人権教育基本方針^{※71}に基づき、差別をなくすための実践行動ができる力を身に付けた児童生徒の育成に取り組んでいます。 ・人権問題について理解を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能の育成が必要です。 ・子どもたちの人権感覚を育むためには、家庭・地域・学校・幼稚園と関係機関との連携が必要です。 					
主な取組内容	<p>①学校・園における人権教育の推進 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・園では、子どもの実態をもとにした人権教育推進計画^{※72}や人権教育カリキュラム^{※73}に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。 ・学校では、子どもの権利条約^{※74}について学習する機会を位置づけます。 ・中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。 ・中学校区子ども人権フォーラム^{※75}を開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進めます。 ・人権教育の取組について、授業参観や学校通信等で、積極的に家庭・地域に発信します。 <p>②鈴鹿市人権教育センターを拠点とした人権教育の推進 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・園の人権教育推進に向けて、人権教育センター職員による研修会等の支援に取り組みます。 ・障がいや国籍など、様々な背景をもつ子どもたちが、遊びや活動を通じて交流できる居場所づくりに取り組みます。 					
指 標	<p>「差別をなくすために何かできることをしたいか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】</p> <table border="1" data-bbox="416 1473 1394 1561"> <tr> <td data-bbox="416 1473 874 1518">現状値（2023年度）</td> <td data-bbox="874 1473 1394 1518">90.7%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1518 874 1561">目標値（2027年度）</td> <td data-bbox="874 1518 1394 1561">94.0%</td> </tr> </table>		現状値（2023年度）	90.7%	目標値（2027年度）	94.0%
現状値（2023年度）	90.7%					
目標値（2027年度）	94.0%					



※71 鈴鹿市人権教育基本方針：本市の人権問題の解決に向けて、主体的に人権を尊重しようとする態度や行動力を持つ子どもの育成をめざして取りまとめた人権教育の基本方針（2021（令和3）年2月改正）。

※72 人権教育推進計画：学校の人権教育目標を達成するための重点的な方策や推進体制などを取りまとめた計画。

※73 人権教育カリキュラム：学校の教育活動の中で、人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム。

※74 子どもの権利条約：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989（平成元）年の第44回国連総会において採択され、1990（平成2）年に発効、日本は1994（平成6）年に批准。

※75 中学校区子ども人権フォーラム：中学校区の人権教育の推進を目的とし、中学校区ごとに小学校6年生と中学生を対象として行っているいじめや差別をなくすための話し合い活動。

<p>めざす姿</p>	<p>子どもや保護者の教育的ニーズに沿った、早期からの途切れのない支援体制の充実が図られ、子どもたちが自立し社会に参加する力を身に付けています。</p>
<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育を受ける子どもは近年増加傾向にあります。一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを構築する必要があります。また、医療的ケア児や病気療養中の子どもに対する支援も重要となっています。 ・特別な支援が必要な子どもたちについて、母親が妊娠時に全員に配付する「すずっこファイル」を活用した引継支援会議を実施しています。円滑な引継ぎを行うため、きめ細かな支援体制の充実が必要です。 ・特別支援教育コーディネーター^{※76}を中心に、子どもや保護者等のニーズに応じた校内支援体制の充実が必要です。 ・学校・園は県立特別支援学校や医療機関等と連携し、教職員一人ひとりが指導力の向上に努め、教育内容を充実させることが必要です。
<p>主な取組内容</p>	<p>①途切れのない支援体制の充実 </p> <p>途切れのない支援を行うために、特別支援教育コーディネーターを中心に、5歳児健診後のフォロー等、学校・幼稚園・保育所及び「すずっこスクエア^{※77}」などと連携し、より一層の引継体制の充実を図ります。また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を含む「すずっこファイル」を作成するとともに、進学や転学時・進級時の引継や、継続的な支援などにおいて活用を進めます。さらに、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図るため、研修会等を計画的に実施します。</p> <p>②通級による指導の充実 </p> <p>通級指導教室^{※78}における巡回指導^{※79}、アウトリーチ^{※80}の取組を推進し、個に応じた適切な支援を講じ、学習面及び生活面で困り感を抱える児童生徒の状況改善を図ります。</p> <p>③特別支援教育プロジェクト会議による方向性の検討</p> <p>本市の特別支援教育の充実に向けて、教育委員会事務局や大学教授、小中学校長で協議を行います。特別支援教育を推進するより</p>

	よい方法を検討し、市内小中学校で実践します。 ④特別支援学校や関係機関と連携した教育 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校や関係機関と連携し、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成を進めます。 ・関係機関の助言をもとに、個々のニーズに応じたよりよい支援を検討し、通常学級、特別支援学級等それぞれの学びの場における、支援の充実をめざします。 ・医療的ケア児について、医療的ケア運営協議会を開催し、医療、保育、教育を担当する機関が緊密な連携を図り、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげます。 	
指 標	全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合【三重県独自調査】	
	現状値（2022年度）	7.3%
	目標値（2027年度）	12.0%





※76 **特別支援教育コーディネーター**：各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、また保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

※77 **すずっこスクエア**：2019（令和元）年に開設された、集団へのなじみにくさや苦しさなど、何らかの課題や心配を持つ子どもとその保護者の相談を受けたり、子どもの特性に応じたサポートと一緒に考えたりする、本市独自の相談機関。

※78 **通級指導教室**：通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う場。鈴鹿市では、言語通級指導教室、発達障がい等通級指導教室を設置。

※79 **巡回指導**：通級指導教室担当者が対象の児童生徒の在籍する学校へ巡回して指導を行うこと。

※80 **アウトリーチ**：通級指導教室担当者が通級による指導を受ける児童生徒の在籍校を訪問し、情報収集を行ったり、担任との連携を深めたりすること。



めざす姿	外国人児童生徒等が自己実現を図るための日本語能力を身に付け、全ての子どもたちが、異なる文化や習慣を認め合い、社会を共に生きていく力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全校児童生徒に占める外国人児童生徒の割合は増加傾向にあり、2019（令和元）年の4.2%から2023（令和5）年度は約5%に上昇しています。 ・J S Lバンドスケール^{※81}を活用した日本語教育に学校全体で取り組めるよう、校内支援体制の見直しや、さらなる授業改善が必要です。 ・異なる文化や習慣を持つ児童生徒が多く在籍していることから、価値観等の多様性について理解し、共に生きていこうとする感性と態度の育成が必要です。 	
主な取組内容	<p>①日本語教育支援体制の充実 鈴鹿市日本語教育ガイドラインに基づき、J S Lバンドスケールを活用した日本語指導を学校全体で取り組めるよう計画的に研修を行い、取組を進めます。</p> <p>②一人ひとりに応じた適応支援  母語が話せる支援員を派遣し、学校生活や授業への適応支援を行い、学習の理解・定着を促す支援や自律的な学びの支援、心理的安定のための支援などを行います。また、コトノハ教室^{※82}を運営し、来日間もない児童生徒等が円滑に学校生活を送ることができるよう、日本語の初期指導を行います。</p> <p>③多文化共生に関わる授業づくり 全ての児童生徒が、多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合える取組を進めます。</p> <p>④外国人児童生徒の就学支援・キャリア教育の充実  外国人児童生徒や保護者などが、学校制度などについて理解を深め、夢や目標を持って学校での学習に意欲的に取り組めるよう、就学ガイダンス^{※83}や進路ガイダンス^{※84}などを開催します。</p>	
指 標	「多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	
	現状値（2023年度）	84.5%
	目標値（2027年度）	90.0%

※81 J S Lバンドスケール：早稲田大学大学院の川上郁雄教授により開発された日本語を第一言語としない子どもたち（J S L児童生徒）の日本語能力を把握するために開発された測定基準。



※82 コトノハ教室：編入児童生徒、不就学、また不登校傾向にある外国人児童生徒等に、就学に必要な日本語初期指導、適応指導、進路保障のため、教育委員会に設置した教室。



※83 就学ガイダンス：小学校へ入学を予定している外国人園児等と保護者を対象とした、小学校生活についての説明会。





※84 進路ガイダンス：高校進学をめざす外国人生徒と保護者を対象とした説明会。

めざす姿	子どもたちが、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳科において児童生徒が自ら考え、話し合う指導をした学校の割合は、100%に届いておらず、未だ読み物の登場人物の心情理解中心の形式的な指導から脱却しきれていない現状があります。 ・社会奉仕活動や自然体験活動などを通して、地域全体で子どもたちの道徳性を育む体制づくりが必要です。 	
主な取組内容	<p>①道徳科の授業改善 </p> <p>道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めます。特に、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現のため、担当者会議等も含めた公開授業の積極的な実施により、好実践の共有に努め「考え、議論する道徳」をめざす授業改善を行います。</p> <p>②学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進 </p> <p>道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、道徳教育推進教師^{※85}を中心とした校内指導体制を機能させるとともに、家庭・地域とも連携し、「特別の教科 道徳」を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育を行います。</p>	
指 標	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	82.6%
	目標値（2027年度）	87.0%

※85 道徳教育推進教師：校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師。

めざす姿	<p>子どもたちが、生涯を通じて心身の健康を保持促進するために、規則正しい生活習慣や運動に親しむ習慣、食への関心を高め実践する力を身に付けています。</p>					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の流行や情報機器の利用機会の拡大など、子どもを取り巻く社会環境の変化により、体を動かす機会が減少し、生活リズムを整えることが難しくなっています。 ・肥満や痩身、メンタルヘルスの不調、体力や運動能力の低下など、子どもの健康や体力に関する課題が多様化・複雑化しています。 ・子どもたちが豊かな生活を送るために、自身の健康課題について自ら認識し、主体的に心身の健康増進や体力向上に取り組む姿勢を身に付けた子どもの育成が求められています。 					
主な取組内容	<p>①日常的な体育活動の推進 </p> <p>幼児の体力向上実践プログラムや全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析をもとに、授業改善や体力向上に向けた日常的な体育活動に取り組みます。</p> <p>②健康課題を解決するための取組の推進 </p> <p>外部指導者を活用した健康教育出前講座や小中学校における教科指導、保健だよりの発行などにより、疾病予防や生活習慣病対策の啓発、性や薬物乱用などに関する理解の深化に取り組みます。また、保護者及び医師会や学校保健会と連携し、子どもを対象とした生活習慣病相談会の開催や養護教諭を対象とした研修会を実施するなど、多様化する子どもの健康課題に対応します。</p> <p>③食育の推進</p> <p>地産地消の推進や行事、食習慣、地域の食文化等を取り入れた学校給食を「生きた教材」として活用するなど、栄養教諭等と食育担当者が中心となり、家庭、地域との連携による食育を推進します。</p>					
指 標	<p>運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】</p> <table border="1" data-bbox="416 1966 1396 2067"> <tr> <td>現状値（2023年度）</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td>目標値（2027年度）</td> <td>90.0%</td> </tr> </table>		現状値（2023年度）	86.4%	目標値（2027年度）	90.0%
現状値（2023年度）	86.4%					
目標値（2027年度）	90.0%					

めざす姿	文化・芸術活動を通して、豊かな人間性を涵養し、子どもたちが創造力と感性を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの豊かな感性や情操を育むため、美術作品展や書写展、音楽会など、市全体での芸術活動の発表の場の確保に取り組んできました。 ・本市は、鈴鹿墨や伊勢型紙などの伝統的な工芸文化が受け継がれている地域です。今後も、地域の文化や、様々な分野の芸術に触れさせ、豊かな心の育成をさらに図っていくことが必要です。 	
主な取組内容	<p>①芸術活動の推進</p> <p>子どもたちの豊かな心の育成を図るため、地域や関係団体と連携し、指導者や子どもたちに意義や目的を伝えながら、美術作品展や科学作品展、書写展、音楽会など、芸術活動の発表の場を充実させます。</p> <p>②「未来応援人」の活用推進 </p> <p>文化・芸術及び伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験、習得できる機会を提供するとともに、学校・園のニーズに応じた新たな講師の登録に取り組みます。</p> <p>③ICTを活用した文化・芸術教育の充実 </p> <p>1人1台端末の活用による動画や映像資料の視聴や、中学校区の連携による文化祭や音楽会の交流など、学校教育活動の展開に合わせた効果的な推進を図ります。</p>	
指 標	「未来応援人」を活用した学校の割合	
	現状値（2022年度）	67.5%
	目標値（2027年度）	85.0%



めざす姿	栄養バランスを考慮した安全・安心でおいしい学校給食が安定的に提供され、全ての子どもたちの心身を健全に育むとともに、食への関心が高まっています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防や食物アレルギー対応など、学校給食における安全の確保が最優先事項として求められています。 ・安全・安心で安定的な学校給食の提供が求められている中、老朽化が進む給食調理施設・設備の適切な維持管理が課題となっています。 ・「すずかの地産地消推進条例^{※86}」に基づいた地産地消や、食品廃棄物減少のための給食の残食の減少等、学校給食を通じた地域の持続可能性に関わる取組が求められています。 	
主な取組内容	<p>①安全・安心な学校給食の提供  </p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準^{※87}、学校給食実施基準^{※88}、食物アレルギー対応指針^{※89}等に基づき、栄養バランスを考慮した学校給食を安定的に提供します。 ・調理員をはじめとする学校給食関係者へ、衛生管理や食物アレルギー対応等の意識の向上を図ります。 ・学校給食費の賦課・徴収を着実に遂行します。 <p>②給食調理施設・設備の適切な維持管理等の推進</p> <p>安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、給食調理施設・設備の適切な維持管理を行います。</p> <p>③学校給食を通じた地域貢献と食への関心の醸成  </p> <p>行事、習慣、地域性等を意識した献立や「すずか産」をはじめとした地元食材の使用と給食日より等による紹介等により、子どもたちが興味を持って給食に触れ、食への関心を高めることができる機会を提供します。また、地産地消や残食減少等、学校給食を通じた地域の持続可能性に関わる取組を進めます。</p>	
指 標	中学校給食における副菜の残菜率	
	現状値（2022年度）	11.6%
	目標値（2027年度）	8.0%

※86 **すずかの地産地消推進条例**：本市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とした条例。

※87 **学校給食衛生管理基準**：学校給食の衛生管理について、食品の納入から配食に至る調理工程の中で起こりうる危害を極力少なくするための衛生管理の基準を定めたもの。




※88 **学校給食実施基準**：文部科学省が策定した児童生徒1人における給食1回当たりの学校給食摂取基準のことで、児童または生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したもの。




※89 **食物アレルギー対応指針**：食物アレルギー対応への参考となる資料として、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として、文部科学省において作成された指針。

めざす姿	部活動の地域連携や地域スポーツ、文化団体への地域移行に向けた環境の一体的な整備が進み、子どもたちがスポーツ、文化・芸術に継続して親しむことができる機会が確保できています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動地域移行の受け皿となる運営団体等と学校との連携を推進する必要があります。 ・専門的な指導だけでなく、学校部活動の教育的意義を踏まえて従事できる指導者を確保することは種目や地域によって困難な状況にあります。 ・学校管理者が不在となる休日に学校施設を使用する場合の管理に係る規程等を策定するなど管理体制の構築が必要となります。また、公共の運動・文化施設を使用する場合は、会場使用料が必要となります。 ・指導者に対する報酬等、地域クラブ活動に係る経費については受益者負担となることから、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動に参加する場合は、参加費用等の財政支援が必要となります。 	
主な取組内容	<p>①地域移行に向けた調査研究</p> <p>他市町の好事例の共有を図るとともに、先進地の視察を行います。また、市内の中学校に設置されている部活動の代表教員との意見交換や競技団体との協議を行い、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進めるため、調査研究を行います。</p> <p>②モデル事業の実施 </p> <p>地域移行に向けた調査研究を受け、実施可能な種目からモデル事業として取り組み、成果と課題を整理し、事業拡大につながるよう取り組みます。</p> <p>③体制の構築 </p> <p>「部活動の地域移行に関する協議会」での意見や、調査研究及びモデル事業の結果を踏まえて、環境の整備に向けた体制構築に取り組みます。</p>	
指 標	休日の部活動地域移行実施率（全部活動のうち、休日の移行ができた部活動の割合）【独自調査】	
	現状値（2023年度）	0%
	目標値（2027年度）	100%

基本事業 4-2 ● 地域とともにある学校づくり ●


【担当課】 教育支援課

めざす姿	<p>学校運営協議会の取組が充実し、保護者や地域の学校教育活動への参画や、家庭・地域・学校が一体となった教育活動が進み、地域の将来を担う子どもたちの豊かな成長を支える体制が整っています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての小中学校でコミュニティ・スクールを推進し、「地域とともにある学校づくり」を進めています。 ・中学校区の学校運営協議会を開き、地域ぐるみでの小中連携を図っています。 ・行事の縮減による地域と学校の交流機会の減少や、高齢化等による学校支援ボランティアの担い手不足等の課題があります。 ・学校の情報を積極的に発信し、教育活動への理解を深めるとともに、多様な地域の方々の協力を得ていくことが必要です。 ・地域づくり協議会との連携や協働の活性化のためにできることを検討していく必要があります。 	
主な取組内容	<p>①「協働型」コミュニティ・スクールの活性化 </p> <p>家庭・地域・学校がそれぞれの立場から、主体的に地域の子どもの成長を支える「協働型」のコミュニティ・スクールの実践を進めます。</p> <p>②コミュニティ・スクールの推進 </p> <p>教職員、保護者、地域の学校運営協議会や地域コーディネーターの共通認識を深め、より効果的な協働を図るために、有識者による講演会や先進地域の取組に関する研修会を実施します。</p> <p>③地域とともにある学校づくり </p> <p>学校支援ボランティアなど、地域の方々の協力を得ながら、地域と学校をつなぎ、地域から信頼される学校づくりを推進します。</p>	
指 標	<p>「学校と地域が連携した取組が行われているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合【学校アンケート（保護者）】</p>	
	現状値（2023年度）	86.3%
	目標値（2027年度）	93.0%

めざす姿	子どもたちが、自分の命は自分で守るために主体的に判断し、行動する力と、学校・園、家庭や地域の安全活動に自ら進んで参加・協力できる力を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・園では、安全教育を年間計画に位置付けており、様々な被害の発生を想定した避難訓練の実施や防災に関する学習を各教科等の中で学んでいます。 ・学校・園において、危機管理マニュアル^{※90}に基づく危機管理が行われています。 ・地域ぐるみでの子どもの安全・安心対策が行われていますが、安全安心ボランティアの人数は高齢化等により減少傾向にあります。 ・通学路における交通量の増加、それに伴う交通事故の発生や不審者情報など、子どもたちの安全確保に向けて継続的に取り組む必要があります。 	
主な取組内容	<p>①交通安全、防犯、防災・減災教育の充実 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通安全教室」や「防犯教室」「不審者侵入対応訓練」等に警察や関係団体と連携して取り組みます。 ・児童生徒が自ら適切に判断し、主体的に行動する態度を育成するため、防災・減災に関する意識や知識の向上を図り、座学・体験・訓練・講演、ICT機器の活用等様々な方法を取り入れた取組を推進するとともに、女川中学校との交流を通じた防災・減災教育に取り組みます。 ・発達段階に応じた実効性のある計画的・系統的な防災訓練を行います。 <p>②家庭、地域及び関係機関などと連携した安全確保の推進 </p> <p>青色回転灯等装備車によるパトロールの実施、安全安心ボランティアなどとの連携、保護者や地域住民とともに行う防災教育、「鈴鹿市公式LINE」システムの活用などを行い、子どもたちを守る体制の整備を行います。</p> <p>③通学路の安全確保 </p> <p>道路管理者や警察などの関係機関と連携し、鈴鹿市通学路交通安全プログラム^{※91}に基づく通学路の合同点検や危険箇所の改善に取り組みます。</p>	
指 標	「危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	
	現状値（2023年度）	93.1%
	目標値（2027年度）	96.0%

※90 危機管理マニュアル：学校・園において、災害発生時などの対応について、教職員の役割などを明確にし、危機発生時の体制を確立するための要領。

※91 鈴鹿市通学路交通安全プログラム：本市の関係機関が連携して、通学路の安全対策を図るための基本方針や年間活動計画などを定めたプログラム（2015（平成27）年3月策定）。

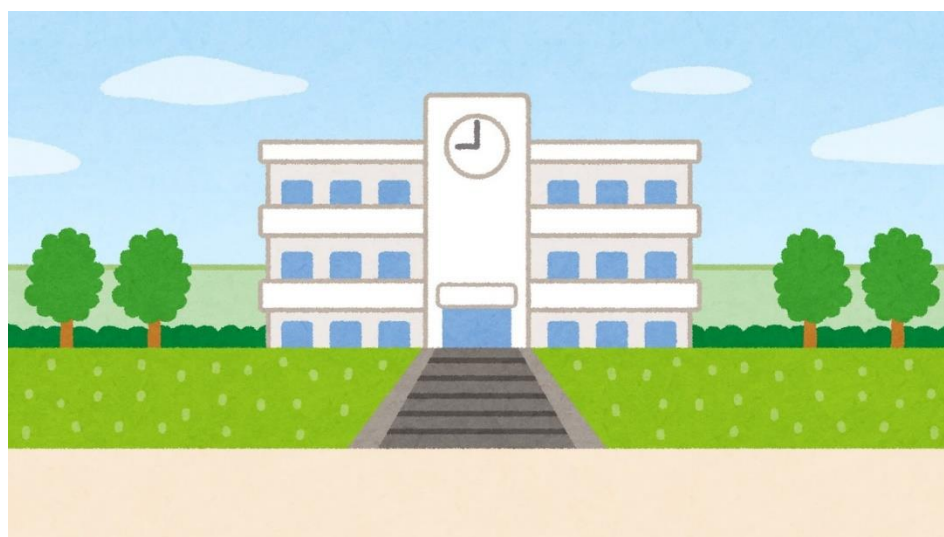
めざす姿	ふるさと鈴鹿市に誇りと愛着を持ち、郷土の伝統や文化についての理解を深め尊重する態度や、環境に関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動しようとする態度を身に付けています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人々との交流や校外学習が大きく制限された期間を経て、直接体験し、感じ取る機会の確保が課題となっています。 ・鈴鹿市の産業・文化・歴史等を扱った、小学校3・4年生用の社会科副読本「のびゆく 鈴鹿市」のさらなる活用とともに、関係者の協力のもと、授業づくりを進めることが必要です。 ・伝統産業会館や社会教育施設（考古博物館、大黒屋光太夫記念館、佐佐木信綱記念館、庄野宿資料館、前川定五郎資料室など）の活用及び地域で受け継がれている祭りなどに学び、郷土の伝統と文化に対する関心や理解、親しみを深め、文化の継承、発展、創造に貢献し得る能力や態度を養うことが必要です。 ・身の回りのごみの資源化や食品ロスの削減など、環境課題への理解を深め、主体的に行動する実践的な態度の育成が必要です。 	
主な取組内容	<p>①地域人材や社会教育施設等を活用した地域学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の良さや歴史、文化、豊かな自然を学ぶため、地域の人材や社会教育施設等を活用した体験学習を推進します。 ・伝統の継承やSDGs、カーボンニュートラル^{※92}等の視点を取り入れながら、地域の良さを発信したり、地域の抱える課題等について解決策を考え発信したりするなどシビックプライドを涵養する地域学習に取り組みます。 <p>②地域教材の開発と活用 </p> <p>子どもたちが地域の伝統や産業、自然環境を学び、理解を深め、誇りをもって語れるようになるために、地域教材のさらなる開発とICT機器を活用した教材の動画配信及びその有効活用、教職員対象のフィールドワーク等に取り組みます。</p>	
指 標	「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	
	現状値（2023年度）	51.2%
	目標値（2027年度）	70.0%

※92 カarbonニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

基本事業 5-1 ● 学校規模の適正化 ●

【担当課】 教育政策課

めざす姿	<p>児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、切磋琢磨するために、一定規模の集団が確保され、適正な学校規模での教育環境が整っています。</p>	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な学校規模の在り方やその実現に向けた方策などをとりまとめた「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を、2018（平成30）年3月に策定しました。 ・少子化が進展する中、今後の児童生徒数の推移を的確に把握し、複式学級の発生が予測される過小規模校について、今後の学校の在り方を検討しています。 	
主な取組内容	<p>①学校規模適正化・適正配置の検討 学校規模の適正化・適正配置を検討するため、児童生徒数や学級数の推移を把握するとともに、保護者や地域等の関係者と情報を共有し、学校の再編について取り組みます。</p> <p>②学校再編計画の策定 学校再編について、地域別の再編計画を策定し、地域に対して説明を行います。</p> <p>③小中一貫教育に適した学校施設の在り方の検討 小中一貫教育を実施するための施設の在り方について、調査研究を行います。</p>	
指 標	再編計画の策定数	
	現状値（2023年度）	1
	目標値（2027年度）	2



めざす姿	子どもたちが安全で快適な学校施設・設備で安心して学校生活を送っています。	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は、校舎等の老朽化が進んでおり、計画的に長寿命化を図るとともに、設備の更新や維持管理を行う必要があります。 ・給食調理施設（学校給食センター等）についても老朽化が進んでおり、適切な維持管理及び老朽化・長寿命化に対応した施設改修を行う必要があります。 ・小中学校のトイレは、衛生面や快適性に配慮するため、洋式化を図る必要があります。 ・屋内運動場は、児童生徒の熱中症対策等、機能向上が求められることから、空調設備を設置し、快適な教育環境を整備していくことが必要です。 	
主な取組内容	<p>①学校施設等の整備と適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の老朽化対策として、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、計画的な整備を進めます。 ・給食調理施設についても適切な修繕及び改修を計画的に実施し、将来にわたる安定的な学校給食の提供を見据え、施設・設備の老朽化・長寿命化に対応した施設改修を行うとともに、給食調理施設の今後の在り方に関する課題や方向性等の整理を進めます。 <p>②屋内運動場の空調設備の設置推進</p> <p>屋内運動場の空調設備設置を計画的に進め、学校施設の充実に取り組みます。</p> <p>③トイレの洋式化の推進</p> <p>小中学校のトイレの洋式化を計画的に推進し、環境改善を図ります。</p>	
指 標	屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合	
	現状値（2023年度）	7.5%
	目標値（2027年度）	100.0%

3 基本事業を支える取組

(1) 非認知能力の育成

① 非認知能力の重要性

近年、いわゆる「非認知(的)能力」の重要性が国内外で注目されており、国の教育振興基本計画においてもその育成が重要視されています。これまでは子どもたちの認知能力、つまり知能や学力が重要視され、学力を向上させることが学校教育の大きな目標の一つでした。

また、認知能力はテスト等で測定することが比較的容易であることから、指標としても非常に有効でした。

これに対して非認知能力とは認知能力以外の能力やスキルを指し、非認知的スキルあるいは社会情動的スキル、社会情緒的コンピテンスとも呼ばれています。その定義は様々ですが、学習指導要領では「学びに向かう力」に当たり、個人がもつ思考や感情、行動のパターンのようなもので、社会経済的な成果に重要な影響を及ぼすだけでなく、ウェルビーイングにもつながるものです。

また、非認知能力は学習体験によって発達するものであり、環境や教育によって変容させることが可能だとされています。さらには、非認知能力と認知能力は互いに関連しており、子どもたちが将来にわたって幸せな人生を歩むためには、両者をバランスよく伸ばすことが重要です。

そこで、取組の方向性や検証の在り方について、有識者や外部人材を交えたワーキンググループにおいて検討した上で、認知能力に加え、非認知能力の育成にも重点的に取り組むこととしました。

② 非認知能力の育成について

ア 育成する非認知能力の要素

非認知能力と言われるものには、自己認識や忍耐力、協調性、レジリエンス^{※93}等多岐にわたる要素があります。

本市ではワーキンググループにおいて、これまでの研究も参考にしながら、将来にわたって何らかの良い影響を及ぼすとともに、教育によって変化をもたらしやすいものという2つの観点から、特に伸ばすべき要素について検討を行いました。

その結果、「やりぬく力」「自制心」「自己肯定感」「社会性」の4点を非認知能力の重点的要素とすることとしました。

^{※93} レジリエンス：困難に直面した際に落ち込みや傷つきから回復する力。

イ 指標の設定

非認知能力は認知能力とは異なり測定が困難なものとされていますが、非認知能力の育成に取り組み、その効果を検証するために、有識者の指導の下、本市独自の「鈴鹿市版非認知能力アンケート」を作成しました。アンケートは本市が重点的に取り組む4つの非認知能力の要素それぞれを表す複数の質問項目で構成されており、これによって全国に先駆けて非認知能力を測定することとします。

ウ 主な取組内容

非認知能力は授業や行事、学校生活等あらゆる教育活動の場において育成されるものです。各活動において、どのような能力を伸ばすことをねらいとするのかを明確にした上で、児童生徒に対して様々な手立てで働きかけていきます。

また、取組の検証は本市独自の指標を用いて行い、取組の成果や課題を分析するとともに、効果的な取組事例を市内全体で共有し、改善につなげていきます。

エ アンケートの実施にあたって

能力の特性上、小学校4年生以上の児童生徒を対象とします。また、それぞれの要素について教員が予め評価基準を説明した上で実施することとします。

指標

指標名	「鈴鹿市版非認知能力アンケート」調査	
指標設定理由	非認知能力を育成することは、認知能力の向上や自己実現につながると期待されるため	
指標の説明 (算出式)	「鈴鹿市版非認知能力アンケート」において、各要素について否定的な回答をした児童生徒の割合	
	現状値 (2023 年度)	目標値 (2027 年度)
	やりぬく力 10.63% 自制心 11.89% 自己肯定感 15.80%	各要素 10%未満
	社会性 1.80%	1.80%未満

(2) 教職員の働き方改革の推進

① 現状と課題

社会の変化に伴い、特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加し、保護者や地域の要望は複雑化多様化しています。このような状況の中、時間外労働時間の増加だけでなく、心身の不調を訴える教職員の増加が課題となっています。本市では、時間外労働時間を削減するため、会議の効率化、留守番電話対応やガイドラインに基づく部活動の実施、外部人材の活用などに取り組んでおり、一定の成果を上げてきました。しかし、教頭、学年主任、研修長、進路指導主事など、特定の校務分掌を担当している教職員の時間外労働時間が多くなる傾向が依然として見られます。また、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が、男女問わず求められています。

教職員が自らの授業技術を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにし、人間性や創造性を高めることが、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことにつながります。そのために、時間外労働時間を削減し、働き方改革を推進することが必要です。

② 主な取組内容

ア 業務の効率化

教職員は組織的に業務を見直しその効率化を図るとともに、教育委員会は、学校に求める業務の精選等を進めます。また、教職員及び児童生徒の1人1台端末の活用によって、会議や研修会等のペーパーレス化及びオンライン化を進めます。

イ 専門スタッフや外部人材等の活用

教師や専門スタッフ等教職員が、それぞれの専門的な知識や技能を集約して活用し、地域とも連携しながらチームとして連携協働して学校運営を推進します。そのため、スクール・サポート・スタッフ^{※94}、介助員・支援員・看護師等の適正配置や、地域及び学生ボランティア活用を進めます。

ウ 教職員の働き方に対する意識改革

勤務時間の上限を意識した働き方や、産業医受診などのメンタルヘルス対策及び計画的な休暇取得を進めます。また、三重県教育委員会の小中学校長・教頭職への積極的な女性登用の方針に沿って働きかけを行います。

^{※94} スクール・サポート・スタッフ：教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員。

第5章 計画の効果的な推進のために

1 進行管理

本基本計画を実行するにあたっては、PDCAサイクルによる考え方を基本とします。すなわち、本基本計画を効果的に推進し、継続的な改善を図るために計画⇒実行⇒確認⇒改善のサイクルを繰り返すことによって、事業の振り返りや見直しを行い、実効性の担保を図ります。

具体的には、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会での意見聴取や審議、学識経験を有する外部有識者の知見の活用をすることによって教育委員会活動の点検及び評価を実施します。そして、その結果を市議会へ報告するとともに一般に公表することによって、様々な御意見を賜り、見直し・改善に繋げていきます。

なお、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき不測の状況が生じた場合は、適時適切に検討し、迅速に対応することとします。



2 関係機関との連携・協力

子どもを取り巻く課題及び環境は多様かつ複合的になっており、関係する市長部局とともに、全市的に取り組みます。

また、子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。本基本計画の推進にあたり、家庭・地域・学校はもとより、多様な関係機関、ボランティアの方々などと連携・協力していきます。

さらに、総合教育会議において、教育政策の方向性を共有し、より効果的に施策の展開を図ることにより、教育委員会の活性化をめざします。



3 計画の周知

本基本計画の推進のためには、家庭・地域・学校などに、本基本計画を広く知ってもらう必要があります。そのため、ホームページやフェイスブックなどのICTや広報すずかななどの紙媒体を利用しながら、本基本計画や取組状況等について情報発信を行っていきます。

また、各基本事業の着実な推進にあたり、市民、関係機関、各種団体との連携・協力を促進し、教育行政へのニーズの把握や反映に取り組んでいきます。

用語解説（50音順）



■安全安心ボランティア

登下校時の見守りや交通安全指導など、児童生徒の安全確保に取り組む学校支援ボランティア。

■医療的ケア児

病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為が必要な児童生徒。

■ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良い状態であること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念（文部科学省が提唱する教育の在り方として、ウェルビーイングの向上が求められている。）



■外国語指導助手

外国語を母語とし、外国語（英語）の授業を補助する外国人の指導助手。

■学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。現行のものは、小学校で2020（令和2）年度、中学校で2021（令和3）年度から実施。

■学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。

■学校運営協議会

教育委員会が任命する委員により構成され、学校の教育課題や運営等につ

いて協議する機関。

■学校給食衛生管理基準

学校給食の衛生管理について、食品の納入から配食に至る調理工程の中で起こりうる危害を極力少なくするための衛生管理の基準を定めたもの。

■学校給食実施基準

文部科学省が策定した児童生徒1人における給食1回当たりの学校給食摂取基準のことで、児童または生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出したもの。

■学校支援ボランティア

学校の教育活動や環境整備などを支援する保護者や地域の方などのボランティア。

■学校質問紙

全国学力・学習状況調査、または全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、学校に対し実施される指導方法に関する取組や教育条件の整備状況などに関するアンケート調査。

■学校図書館巡回指導員

学校図書館を活性化させ、子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために、小中学校を巡回し指導する図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格等をもつ指導員。

■学校のいじめ防止基本方針

いじめの防止などについて、学校の実態等に応じて、基本的な方向性や取組の内容などを示した基本方針。

■カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

■危機管理マニュアル

学校・園において、災害発生時などの対応について、教職員の役割などを明確にし、危機発生時の体制を確立するための要領。

■キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて行い、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる教育。

■教育DX

デジタル技術を活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

第1段階：デジタイゼーション

紙の書類などアナログな情報をデジタル化すること。

例) 紙のプリントをデジタル化して子どもの端末上に配信することができる。

第2段階：デジタライゼーション

サービスや業務プロセスをデジタル化すること。

例) デジタル教材のおすすめを参考に、子どもが最適な選択を行うことができる。

第3段階：デジタルトランスフォーメーション

デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること。

例) 子どもの学習記録データを収集し、子どもの理解度や学習状況を把握することで、新たな学びを創造することができる。

■教科等横断的な学習

児童生徒が、ある教科等の学びを他の教科等の学びで活用したり関連づけたりすることで、学びが深まったり、活用できることを実感できたりするような学び。

■協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通して、子ども同士、あるいは企業や地域の人など、多様な他者と協働しながら学んでいくこと。

■グローバル化

政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象。

■コトノハ教室

編入児童生徒、不就学、また不登校傾向にある外国人児童生徒等に、就学に

必要な日本語初期指導、適応指導、進路保障のため、教育委員会に設置した教室。

■子どもの権利条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989（平成元）年の第44回国連総会において採択され、1990（平成2）年に発効、日本は1994（平成6）年に批准。

■個別最適な学び

子ども一人ひとりが自分の目標や進度に合った形で学んだり、自分の興味関心のあるものを選んで学んだりすること。

■コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等の声を学校運営に反映させ、学校と保護者や地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組み。



■自己指導能力

主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。

■自己存在感

「自分も一人の人間として大切にされている」と感じられること。

■自尊感情

心理学用語のセルフエスティーム（Self-esteem）の日本語訳。自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて持ち味として自分自身を大切にしている気持ちを指す。

■指導教諭

児童生徒の教育をつかさどり、並びに他の教諭等への教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職務。

■児童生徒質問紙

全国学力・学習状況調査において、児童生徒に対し実施される生活習慣や学習環境などに関する質問紙調査。

■指導主事

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長や教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局におかれる職。教育課程、学習指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導を行う職務。

■シビックプライド

郷土に対する愛着と誇りのこと。

■社会総がかり

内閣府の教育再生会議で示されたキーワード。

一人ひとりが「当事者意識」をもって、学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政などあらゆる主体がそれぞれの役割を自覚し、教育再生に積極的に参画することや、それぞれが「連携」を図り、責務を果たすことによって、教育再生を実現することを表している。

■就学ガイダンス

小学校へ入学を予定している外国人園児等と保護者を対象とした、小学校生活についての説明会。

■授業力UP 5★

市独自で、授業改善のための5つの視点を示したもの。

■主権者教育

社会的自立と社会参画の力を育む教育。

■主体的・対話的で深い学び

学習指導要領で示されている、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするための学び方。

子どもたちが、自ら興味・関心をもって学習し、友だちや教員・地域の人等との対話によって考えを広げたり、深めたりして、より深く理解したり、考えを形成したりすること。

■小中一貫教育

小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有して、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育。

小中連携教育：小中学校が互いに情報交換や交流を行うことで、小学校から中学校への円滑な接続をめざす教育

小中一貫教育：小中学校がめざす子ども像を共有して、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

義務教育学校：

1人の校長、1つの教職員集団で、9年間の教育課程を編成する

小中一貫校：

小中学校それぞれの校長、それぞれの教職員集団で、系統的な教育課程を編成する

■情報活用能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。

さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含むもの。

■情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

■食育

食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育む教育。

■食物アレルギー対応指針

食物アレルギー対応への参考となる資料として、基本的な考え方や留意すべき事項等を具体的に示し、学校や調理場における食物アレルギー事故防止の取組を促進することを目的として、文部科学省において作成された指針。

■人権教育カリキュラム

学校の教育活動の中で、人権教育を総合的・系統的に進めるため編成したカリキュラム。

■人権教育推進計画

学校の人権教育目標を達成するための重点的な方策や推進体制などを取りまとめた計画。

■進路ガイダンス

高校進学をめざす外国人生徒と保護者を対象とした説明会。

■スクールカウンセラー

カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けた専門家。

■スクール・サポート・スタッフ

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるように、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員。

■スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家。

■スクールライフサポーター

小学校の不登校や不登校傾向を示す児童に対して、登校や学校生活の支援を行う支援員。

■鈴鹿市いじめ防止基本方針

本市のいじめ防止などについて、総合的かつ効果的にいじめ対策を推進するために取りまとめた基本方針（2021（令和3）年3月改定）。

■鈴鹿市人権教育基本方針

本市の人権問題の解決に向けて、主体的に人権を尊重しようとする態度や行動力を持つ子どもの育成をめざして取りまとめた人権教育の基本方針（2021（令和3）年2月改正）。

■鈴鹿市通学路交通安全プログラム

本市の関係機関が連携して、通学路の安全対策を図るための基本方針や年間活動計画などを定めたプログラム（2015（平成27）年3月策定）。

■ 鈴鹿市版キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたファイル。

■ すずかの地産地消推進条例

本市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とした条例。

■ すずっこスクエア

2019（令和元）年に開設された、集団へのなじみにくさや苦手さなど、何らかの課題や心配を持つ子どもとその保護者の相談を受けたり、子どもの特性に応じたサポートを一緒に考えたりする、本市独自の相談機関。

■ すずっこファイル（旧：すずかつ子支援ファイル）

子どもの成長記録をつづるとともに、子育ての情報を一冊にまとめておくファイル。子どもの特性や様子を記述したり、健診の様子、医療情報、福祉機関の利用、検査の結果等もまとめたり、はさんだりすることができる。

■ 生成 A I

利用者が画面上に打ち込んだ質問や作業指示等に応じて、人間が回答しているかのような自然な文章等を生成する人工知能技術。

■ 生徒指導提要

小学校から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や指導方法などについての学校・教職員向けの基本書（2022（令和4）年12月文部科学省改訂）。

■ 生徒指導特別指導員

三重県教育委員会が任用している生徒指導や非行防止などに関する専門的知識や経験をもった指導員。

■ 全国学力・学習状況調査

文部科学省が2007（平成19）年度から年に1回実施している学力に関する調査。対象は小学校6年生と中学校3年生、教科は国語と算数・数学（年度に

より、理科、英語が追加) からなる。また、学力を問う問題だけでなく、学校と児童生徒に対し、生活習慣や学習環境などの質問紙調査も実施。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査

文部科学省が2008（平成20）年度から年に1回実施している体力に関する調査。対象は、小学校5年生と中学校2年生、握力、50m走などの実技調査に併せ、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査も実施。



■第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

文部科学省が2023（令和5）年3月28日に策定し、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度の子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針。

■第4次鈴鹿市子ども読書活動推進計画

国や県の動向に合わせ、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間を計画期間とし、本市の読書活動における課題や、子どもたちをとりまく読書環境の変化等に対応するための基本方針や取組等を示した計画。

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■探究的な学習

問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動であり、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現がスパイラルに展開していく学習過程。

■地域コーディネーター

学校ごとに配置されている、学校支援ボランティアの募集や活動の調整などを行う保護者や地域の方。

■地産地消

地域でとれた農林水産物を、その地域で消費すること。

■中学校区子ども人権フォーラム

中学校区の人権教育の推進を目的とし、中学校区ごとに小学校6年生と中学生を対象として行っているいじめや差別をなくすための話し合い活動。

■長期欠席

年間30日以上欠席した児童生徒の状況。理由の内訳は、「病気」・「経済的理由」・「不登校」・「その他(病気・経済的・不登校のいずれにも該当しない理由)」である。文科省の調査では2020(令和2)年度から出席停止・忌引きも長期欠席の日数に含めている。

■通級指導教室

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う場。鈴鹿市では、言語通級指導教室、発達障がい等通級指導教室を設置。

■通級指導教室におけるアウトリーチ

通級指導教室担当者が通級による指導を受ける児童生徒の在籍校を訪問し、情報収集を行ったり、担任との連携を深めたりすること。

■通級指導教室における巡回指導

通級指導教室担当者が対象の児童生徒の在籍する学校へ巡回して指導を行うこと。

■デジタルシティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと。

■道徳教育推進教師

校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師。

■特別支援教育

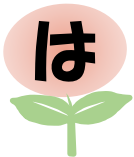
障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う教育。

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、また保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

■読書バリアフリー法

文部科学省が 2019（令和元）年 6 月に策定し、障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するための法律。



■発達支持的生徒指導

全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える生徒指導の基盤となる働きかけ。

■パフォーマンステスト

英語の知識量を測定するのではなく、英語を用いて実際に話したり、書いたりする実践的スキルがどの程度身に付いているのかを測定するために実施するテスト。

■不登校

年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、又は、したくともできない状況。

■不登校支援アドバイザー

不登校支援について、小中学校や、スクールライフサポーター、不登校対策教育支援員等に指導助言を行うアドバイザー。

■不登校対策教育支援員

中学校の不登校や不登校傾向を示す生徒に対して、学習支援や教育相談を行う支援員。

■不読率

1 か月間に一冊も本を読まない子どもの割合。



■未来応援人

学術・芸術・文化・スポーツの専門家などを幼稚園、小中学校の講師として招き、文化・芸術等に触れる機会とするとともに、その生き方から学ぶことなどを目的にした授業。



■令和の日本型学校教育

2021（令和3）年1月に出された中央教育審議会の答申の中に登場した言葉。日本の学校教育のこれまでの成果を踏まえつつ、変化の予測が難しいと言われるこれからの時代の形成者を育成する学校教育はどうあるべきか、その姿を端的に表現したもの。

■レジリエンス

困難に直面した際に落ち込みや傷つきから回復する力。



■CAN-DOリスト

学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの。

■CEFR（セフアール）

Common European Framework of Reference for Language: Learning、teaching、assessment の略。

外国語学習のカリキュラムの作成や評価のために、ヨーロッパで開発された6段階の共通参照枠。

■ G I G Aスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

■ I C T

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

■ J S Lバンドスケール

早稲田大学大学院の川上郁雄教授により開発された日本語を第一言語としない子どもたち（J S L児童生徒）の日本語能力を把握するために開発された測定基準。

■ S N S

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のW e bサービスの総称。

■ Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱。

■ S T E A M教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育。

■ V U C A（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った言葉。将来の予測が極めて困難な社会状況であることを意味する。

鈴鹿市教育振興基本計画

- (発行日) 令和6年3月
(発行) 鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会
(編集) 鈴鹿市教育委員会事務局教育総務課
〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
TEL 059-382-7617 FAX 059-383-7878
E-mail kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp
URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>